

2 用地調査等共通仕様書

用 地 調 査 等 共 通 仕 様 書

目 次

第1章 総則	2-1
第1条 趣旨等	2-1
第2条 用語の定義	2-1
第3条 基本的処理方針	2-2
第4条 調査対象物件の区分	2-2
第5条 業務従事者	2-4
第2章 用地調査等の基本的処理方法	2-5
第1節 用地調査等の実施手続	2-5
第6条 施行上の業務及び心得	2-5
第7条 現地踏査	2-5
第8条 業務計画の策定等	2-5
第9条 監督員の指示等	2-6
第10条 支給材料等	2-6
第11条 立入り及び立会い	2-6
第12条 障害物の伐除	2-6
第13条 身分証明書の携帯	2-6
第14条 算定資料	2-7
第15条 監督員への進捗状況の報告	2-7
第16条 成果品の一部提出等	2-7
第17条 成果品	2-7
第18条 検査	2-8
第19条 精度監理対象業務等の対応	2-8
第2節 数量等の処理	2-8
第20条 建物等の計測	2-8
第21条 図面等に表示する数値及び面積計算	2-8
第22条 計算数値の取扱い	2-9
第23条 補償額算定調書に計上する数値	2-9
第24条 補償額等の端数処理	2-9
第3章 権利調査	2-11
第1節 調査	2-11
第25条 権利調査	2-11
第26条 地図等の転写	2-11

第27条 土地の登記記録の調査	2-11
第28条 建物の登記記録の調査	2-11
第29条 墓地管理者等の調査	2-12
第2節 調査書等の作成	2-13
第30条 転写連続図の作成	2-13
第31条 調査書の作成	2-13
 第4章 用地測量	2-14
第1節 境界確認	2-14
第32条 公共用地境界の打合せ	2-14
第33条 資料の作成及び立会い	2-14
第34条 境界確定後の図書の作成	2-14
第35条 立会い準備	2-14
第36条 復元測量	2-14
第37条 境界立会いの画地及び範囲	2-15
第38条 境界立会い	2-15
第2節 境界測量	2-15
第39条 作業方法等	2-15
第40条 用地測量の基準点	2-16
第41条 境界測量	2-16
第42条 補助基準点の設置	2-17
第43条 用地境界仮杭の設置	2-17
第44条 境界点間測量	2-18
第3節 土地の面積計算	2-18
第45条 面積計算の範囲	2-18
第46条 土地の面積	2-18
第47条 地目	2-19
第4節 用地実測図等の作成	2-20
第48条 用地実測図の作成	2-20
第49条 用地平面図の作成	2-20
第50条 土地現地調査報告書の作成	2-21
 第5章 土地評価	2-22
第51条 土地評価	2-22
第52条 土地評価の基準	2-22
第53条 現地踏査及び資料作成	2-22
第54条 標準地の選定及び標準地調査書の作成	2-23
第55条 標準地の評価調査書及び取得等の土地の評価調査書等の作成	2-23

第56条 残地等に関する損失の補償額の算定	2-23
第6章 建物等の調査	2-24
第1節 調査	2-24
第57条 建物等の調査	2-24
第58条 建物等の配置等	2-24
第59条 法令適合性の調査	2-24
第60条 木造建物	2-24
第61条 木造特殊建物	2-24
第62条 非木造建物	2-25
第63条 機械設備	2-25
第64条 生産設備	2-25
第65条 附帯工作物	2-25
第66条 庭園	2-25
第67条 墳墓	2-25
第68条 立竹木	2-26
第2節 調査書等の作成	2-27
第69条 建物等の配置図の作成	2-27
第70条 法令に基づく施設改善	2-28
第71条 木造建物	2-28
第72条 木造特殊建物	2-28
第73条 非木造建物	2-29
第74条 機械設備	2-29
第75条 生産設備	2-29
第76条 附帯工作物	2-29
第77条 庭園	2-29
第78条 墳墓	2-29
第79条 立竹木	2-30
第3節 算定	2-30
第80条 移転先の検討	2-30
第81条 法令に基づく施設改善費用に係る運用益損失額の算定	2-30
第82条 木造建物	2-31
第83条 木造特殊建物	2-31
第84条 非木造建物	2-31
第85条 照応建物の詳細設計	2-31
第86条 機械設備	2-31
第87条 生産設備	2-31
第88条 附帯工作物	2-31

第89条 庭園	2-32
第90条 墳墓	2-32
第91条 立竹木	2-32
第7章 営業その他の調査	2-33
第1節 調査	2-33
第92条 営業その他の調査	2-33
第93条 営業に関する調査	2-33
第94条 居住者等に関する調査	2-34
第95条 動産に関する調査	2-34
第2節 調査書の作成	2-34
第96条 調査書の作成	2-34
第3節 算定	2-35
第97条 補償額の算定	2-35
第8章 消費税等調査	2-36
第98条 消費税等に関する調査等	2-36
第99条 調査	2-36
第100条 補償の要否の判定等	2-36
第9章 予備調査	2-37
第1節 調査	2-37
第101条 予備調査	2-37
第102条 企業内容等の調査	2-37
第103条 敷地使用実態の調査	2-37
第104条 建物調査	2-38
第105条 機械設備等調査	2-38
第2節 調査書等の作成	2-38
第106条 企業概要書	2-38
第107条 配置図	2-38
第108条 建物、機械設備等の図面作成	2-38
第109条 移転計画案の作成	2-38
第3節 算定	2-39
第110条 補償概算額の算定	2-39
第10章 移転工法案の検討	2-40
第1節 調査	2-40
第111条 移転工法案の検討	2-40

第112条 企業の内容等の調査	2-40
第113条 敷地使用実態の調査	2-40
第2節 調査書等の作成	2-41
第114条 企業概要書	2-41
第115条 移転工法案の作成	2-41
第116条 補償額の比較	2-41
 第11章 再算定業務	2-42
第117条 再算定業務	2-42
第118条 再算定の方法	2-42
 第12章 補償説明	2-42
第119条 補償説明	2-42
第120条 概況ヒアリング	2-42
第121条 現地踏査等	2-42
第122条 説明資料の作成等	2-42
第123条 権利者に対する説明	2-43
第124条 記録簿の作成	2-43
第125条 説明後の措置	2-43
 第13章 事業認定申請図書等の作成	2-43
第126条 事業認定申請図書等の作成	2-43
第127条 事業認定申請図書の作成	2-43
第128条 事業計画の説明	2-44
第129条 現地踏査	2-44
第130条 起業地の範囲の検討	2-44
第131条 事業認定申請図書の作成方法	2-44
第132条 事前相談用資料の作成方法	2-44
第133条 事前相談用資料の提出	2-44
第134条 本申請図書の作成	2-44
第135条 裁決申請図書の作成	2-44
第136条 現地踏査	2-44
第137条 裁決申請図書の作成方法	2-45
第138条 明渡裁決申立図書の作成	2-45
第139条 現地踏査	2-45
第140条 明渡裁決申立図書の作成方法	2-45
 第14章 写真台帳の作成	2-45

第141条 写真台帳の作成	2-45
第15章 土地調書及び物件調書の作成等	2-46
第142条 土地調書等の作成	2-46
第16章 検 証	2-46
第143条 検 証	2-46
別記 1 土地現地調査報告書作成要領	2-47
別記 2 成果品一覧表	2-51
別表第 1 用地実測図及び用地平面図表示記号	2-59
別表第 2 建物平面図等表示記号	2-61
(参考) 用地測量業務フロー チャート	2-98
様式一覧表	2-99

第1章 総則

(趣旨等)

第1条 この共通仕様書は、三重県が土地等を取得し、又は使用する（以下「取得等」という。）にあたり必要となる建物、その他の工作物等（以下「建物等」という。）の調査及び補償額の算定等並びに土地等の取得等に係る業務（以下これらの業務を「用地調査等」という。）を補償コンサルタント等へ発注する場合の業務内容その他必要とする事項を定めるものとし、もって業務の適正な執行を確保するものとする。

2 業務の発注にあたり、当該業務の実施上、この仕様書の記載内容により難いとき又は特に指示しておく事項があるときは、この仕様書とは別に特記仕様書を定めることができるるものとし、適用にあたっては特記仕様書を優先するものとする。

(用語の定義)

第2条 この仕様書における用語の定義は、次の各号に定めるとおりとする。

- 一 「調査区域」とは、用地調査等を行う区域として別途図面等で指示する範囲をいう。
- 二 「権利者」とは、調査区域内に存する土地、建物等の所有者及び所有権以外の権利を有する者をいう。
- 三 「監督員」とは、請負者又は受託者（以下「受注者」という。）への指示、これらの者との協議又は請負者からの報告を受ける等の事務を行う者で、設計業務等委託契約書（以下「契約書」という。）第9条により、発注者が受注者に通知した者をいう。
- 四 「検査員」とは、契約書第31条に定める完了検査において検査を実施する者をいう。
- 五 「主任技術者」とは、契約書第10条に規定する管理技術者を読み替えるものとし、「三重県測量・調査業務委託に係る資格者認定基準」で定める資格保有者で受注者が発注者に届け出た者をいう。
- 六 「担当技術者」とは、主任技術者のもとで業務を担当する者で、受注者が定めた者をいう。
- 七 「指示」とは、発注者の発議により監督員が受注者に対し、用地調査等の遂行に必要な方針、事項等を示すこと及び検査員が検査結果を基に受注者に対し、修補等を求めるなどをいい、原則として、書面により行うものとする。
- 八 「協議」とは、監督員と受注者又は主任技術者とが相互の立場で用地調査等の内容又は取り扱い等について合意することをいう。
- 九 「報告」とは、受注者が用地調査等に係る権利者又は関係者等の情報及び業務の進捗状況等を必要に応じて、監督員に報告することをいう。
- 十 「調査」とは、建物等の現状等を把握するための現地踏査、立入調査又は管轄登記所（調査区域内の土地を管轄する法務局及び地方法務局〔支局、出張所を含む。〕）等での調査をいう。
- 十一 「調査書等の作成」とは、外業調査結果を基に行う各種図面の作成、補償額等算定のための数量等の算出及び各種調査書の作成をいう。
- 十二 「基準」とは、公共用地の取得に伴う損失補償基準（昭和37年10月12日用地対策連絡会決定）及び三重県土整備部公共事業の施行に伴う損失補償基準（昭和42年7月10日監第743号）をいう。

十三 「基準細則」とは、公共用地の取得に伴う損失補償基準細則(昭和38年3月7日用地対策連絡会決定)及び三重県県土整備部公共事業の施行に伴う損失補償基準の運用方針(昭和51年9月10日用第276号)をいう。

十四 「精度監理」とは、権利者に対し適正かつ公平な補償を実現するために、基準及び基準細則への適合性、補償の具体的妥当性について、発注者が受注者とは別に第三者の判断を得ることをいう。

(基本的処理方針)

第3条 受注者は、用地調査等を実施する場合において、この仕様書、基準、基準細則等に適合したものとなるよう、公正かつ的確に業務を処理しなければならないものとする。

(調査対象物件の区分)

第4条 この仕様書における建物、建物以外の工作物（以下「工作物」という。）及び立竹木に係る調査対象物件は、次の各号に定める区分による。

一 建物は、表1により木造建物〔 〕、木造建物〔 〕、木造建物〔 〕、木造特殊建物、非木造建物〔 〕及び非木造建物〔 〕に区分する。

表1 建物区分

区分	判断基準
木造建物〔 〕	土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、軸組(在来)工法により建築されている専用住宅、共同住宅、店舗、事務所、工場、倉庫等の建物で主要な構造部の形状・材種、間取り等が一般的と判断される平屋建又は2階建の建物
木造建物〔 〕	土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、軸組(在来)工法により建築されている劇場、映画館、公衆浴場、体育館等で主要な構造部の形状・材種、間取り等が一般的でなく、木造建物〔 〕に含まれないと判断されるもの又は3階建の建物
木造建物〔 〕	土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、ツーバイフォー工法又はプレハブ工法等軸組(在来)工法以外の工法により建築された建物
木造特殊建物	土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、軸組(在来)工法により建築されている神社、仏閣、教会堂、茶室、土蔵造等の建物で建築に特殊な技能を必要とするもの又は歴史的価値を有する建物
非木造建物〔 〕	柱、梁等の主要な構造部が木材以外の材料により建築されている鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、コンクリートブロック造等の建物
非木造建物〔 〕	石造、レンガ造及びプレハブ工法により建築されている鉄骨系又はコンクリート系の建物

(注)建築設備及び建物附随工作物(テラス、ベランダ等建物と一体として施工され、建物の効用に寄与しているもの)は、建物の調査に含めて行うものとし、この場合の「建築設備」とは、建物と一体となって、建物の効用を全うするために設けられているおおむね次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 電気設備(電灯設備、動力設備、受・変電設備等)
- (2) 通信・情報設備(電話設備、電気時計・放送設備、インターホン設備、表示設備、テレビジョン共同受信設備等)
- (3) ガス設備
- (4) 給・排水、衛生設備
- (5) 空調(冷暖房・換気)設備
- (6) 消火設備(火災報知器、スプリンクラー等)
- (7) 排煙設備
- (8) 汚物処理設備
- (9) 煙突
- (10) 運搬設備(昇降機、エスカレーター等。ただし工場、倉庫等の搬送設備を除く。)
- (11) 避雷針

二 工作物は、表2により機械設備、生産設備、附帯工作物、庭園及び墳墓に区分する。

表2 工作物区分

区分	判定基準
機械設備	原動機等により製品等の製造又は加工等を行うもの、又は製造等に直接係わらない機械を主体とした排水処理施設等をいい、建築設備以外の動力設備(変電設備を含む。)、ガス設備、給・排水設備等の配管、配線及び機器類を含む。
生産設備	<p>当該設備が製品等の製造に直接・間接的に係わっているもの又は営業を行う上で必要となる設備で次に例示するもの等をいう。ただし、建物として取扱うことが相当と認められるものを除く。</p> <p>A 製品等の製造、育生、養殖等に直接係わるもの 園芸用フレーム、わさび畑、養殖池(場)(ポンプ配水設備を含む。)、牛、豚、鶏その他の家畜の飼育又は調教施設等</p> <p>B 営業を目的に設置されているもの又は営業上必要なもの テニスコート、ゴルフ練習場等の施設(上家、ボール搬送機又はボール洗い機等を含む。)、自動車練習場のコース、遊園地(公共的な公園及び当該施設に附帯する駐車場を含む。)、釣り堀、貯木場等</p> <p>C 製品等の製造、育生、養殖又は営業には直接的に係わらないが、間接的に必要となるもの 工場等の貯水池、浄水池(調整池、沈殿池を含む。)、駐車場、運動場等の厚生施設等</p> <p>D 上記AからCまでに例示するもの以外で次に例示するもの コンクリート等の煙突、給水塔、規模の大きな貯水槽又は浄水槽、鉄塔、送電設備、飼料用サイロ、用水堰、橋、火の見櫓、規模の大きなむろ、炭焼釜等</p>
附帯工作物	表1の建物(注に掲げる設備、工作物を含む。)及び表2の他の区分に属するもの以外のすべてのものをいい、主として次に例示するものをいう。門、囲障、コンクリート叩き、アスファルト舗装道路、敷石、敷地内排水設備、一般住居にあっては屋外の給・排水設備、ガス設備、物干台(柱)、池等
庭園	立竹木、庭石、灯籠、築山、池等によって造形されており、総合的美的景観が形成されているものをいう。
墳墓	墓地として都道府県知事の許可を受けた区域又はこれと同等と認めることが相当な区域内に存する死体を埋葬し、又は焼骨を埋蔵する施設をいい、これに附隨する工作物及び立竹木を含む

三 立竹木は、表3により庭木等、用材林立木、薪炭林立木、収穫樹、竹林、苗木（植木畑）及びその他の立木に区分する。

表3 立竹木区分

区 分	判 定 基 準
庭 木 等	<p>まつ、かや、まき、つばき等の立木で観賞上の価値又は防風、防雪その他の効用を有する住宅、店舗、工場等の敷地内に植栽されているもの（自生木を含み、庭園及び墳墓を構成するものを除く。）をいい、次により区分する。</p> <p>A 観 賞 樹 住宅、店舗、工場等の敷地内に植栽されており、観賞上の価値を有すると認められる立木であって、喬木（針葉樹、広葉樹）、株物類、玉物類、特殊樹、生垣用木及びほていちく等の観賞用竹をいう。</p> <p>B 効 用 樹 防風、防雪その他の効用を目的として植栽されている立木で、主に屋敷回りに生育するものをいう。</p> <p>C 風 致 木 名所又は旧跡の風致保存を目的として植栽されている立木又は風致を保たせるために敷地内に植栽されている立木をいう。</p> <p>D そ の 他 敷地内に植込まれた芝、地被類、草花等をいう。</p>
用 材 林 立 木	ひのき、すぎ等の立木で用材とすることを目的としているもの又は用材の効用を有していると認められるものをいう。
薪 炭 林 立 木	なら、くぬぎ等の立木で薪、炭等とすることを目的としているもの又はこれらの効用を有していると認められるものをいう。
収 穫 樹	りんご、みかん等の立木で果実等の収穫を目的としているものをいう。
竹 林	孟宗竹、ま竹等で竹林又は筍の収穫を目的としている竹林をいう。
苗 木(植木畑)	営業用樹木で育苗管理している植木畑の苗木をいう。
その他の立木	上記の区分に属する立木以外の立木をいう。

（業務従事者）

第5条 受注者は、主任技術者の管理の下に、用地調査等に従事する者（補助者を除く。）として、その業務に十分な知識と能力を有する者を当てなければならない。

2 受注者は、前項に定める業務従事者のうち、発注に係る用地調査等の補償業務毎に「担当技術者」を定める場合は、その氏名その他必要な事項を担当技術者届（様式第4号）により監督員に届け出るものとする。ただし、担当技術者は、3名までとする。

第2章 用地調査等の基本的処理方法

第1節 用地調査等の実施手続

(施行上の業務及び心得)

第6条 受注者は、用地調査等の実施に当たって、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- 一 自ら行わなければならない関係官公署への届出等の手続きは、迅速に処理しなければならない。
- 二 用地調査等で知り得た権利者側の事情及び成果品の内容は、他に漏らしてはならない。
- 三 用地調査等は補償の基礎となる権利者の財産等に関するものであることを理解し、正確かつ良心的に行わなければならない。また、実施に当たっては、権利者に不信の念を抱かせる言動を慎まなければならない。
- 四 権利者から要望等があった場合には、十分にその意向を把握した上で、速やかに、監督員に報告し、指示を受けなければならない。

(現地踏査)

第7条 受注者は、用地調査等の着手に先立ち、調査区域の現地踏査を行い、地域の状況、土地及び建物等の概況を把握するものとする。

(業務計画の策定等)

第8条 受注者は、用地調査等を着手するに当たっては、この仕様書及び特記仕様書並びに現地踏査の結果等を基に業務計画を策定するものとする。

- 2 受注者は、前項の業務計画が確実に実施できる執行体制を整備するものとする。
- 3 受注者は、契約時又は変更時において、委託料が100万円以上の業務について、測量調査設計業務実績情報システム（T E C R I S）に基づき、受注・変更・完了時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、受注者は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完了時は業務完了後10日以内に、監督員の確認を受けたうえ、登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録内容に訂正が必要な場合、T E C R I Sに基づき、「訂正のための確認のお願い」を作成し、訂正があった日から10日以内に監督員の確認をうけたうえ、登録機関に登録申請しなければならない。

また、登録機関に登録後、T E C R I Sより「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに監督員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

ただし、農水商工部が所掌する農業農村整備事業における業務については、契約時、変更時、完了時において、委託料100万円以上の業務について、農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス（A G R I S）に基づき、登録データを作成し、監督員の確認を受けた後、当初契約時は10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から10日以内に、業務完了時は完了後10日以内に監督員が指示する登録機関に登録申請するとともに、登録機関が発行する業務実績登録の受領書の写

しを監督員に提出しなければならない。

登録データ作成時に要する費用は請負者の負担とする。

なお、受注者が公益法人の場合はこの限りではない。

(監督員の指示等)

第9条 受注者は、用地調査等の実施に先立ち、主任技術者を立ち合せたうえ、監督員から業務の実施について必要な指示を受けるものとする。

2 受注者は、用地調査等の実施にあたりこの仕様書、特記仕様書又は、監督員の指示について疑義が生じたときは、監督員と協議するものとする。

(支給材料等)

第10条 受注者は、用地調査等を実施するに当たり必要な図面その他の資料を支給材料として使用する場合には、発注者から貸与又は交付を受けるものとする。

2 登記事項証明書等の交付を受ける必要があるときは、別途監督員と協議するものとする。

3 支給材料の品名及び数量は特記仕様書によるものとし、支給材料の引渡しは、支給材料引渡通知書（様式第8号）により行うものとする。

4 受注者は、前項の支給材料を受領したときは、支給材料受領書（様式第9号）を監督員に提出するものとする。

5 受注者は、用地調査等が完了したときは、完了の日から5日以内に支給材料を返納するとともに支給材料精算書（様式第10号）及び支給材料返納書（様式第11号）を監督員に提出するものとする。

(立入り及び立会い)

第11条 受注者は、用地調査等のために権利者が占有する土地、建物等に立ち入ろうとするときは、あらかじめ、当該土地、建物等の権利者の同意を得なければならない。

2 受注者は、前項に規定する同意が得られたものにあっては立入りの日及び時間を、あらかじめ、監督員に報告するものとし、同意が得られないものにあってはその理由を付して、速やかに、監督員に報告し、指示を受けるものとする。

3 受注者は、用地調査等を行うため土地、建物等の立入り調査を行う場合には、権利者の立会いを得なければならない。ただし、立会いを得ることができないときは、あらかじめ、権利者の了解を得ることをもって足りるものとする。

(障害物の伐除)

第12条 受注者は、用地調査等を行うため障害物を伐除しなければ調査が困難と認められるときは、監督員に報告し、指示を受けるものとする。

2 監督員からの指示により障害物の伐除を行ったときは、障害物伐除報告書（様式第18号）を監督員に提出するものとする。

(身分証明書の携帯)

第13条 受注者は、発注者から用地調査等に従事する者の身分証明書（様式第19号）の交付を受け、業務に従事する者に携帯させるものとする。

2 用地調査等に従事する者は、権利者等から請求があったときは、前項により交付を受けた身分証明書を提示しなければならない。

3 受注者は、用地調査等が完了したときは、速やかに、身分証明書を発注者に返納しなければならない。

（算定資料）

第14条 受注者は、建物移転料及びその他通常生ずる損失に関する移転補償額等の算定にあたっては、発注者が定める損失補償単価に関する基準資料等に基づき行うものとする。ただし、当該基準資料等に掲載のない損失補償単価等については、監督員と協議のうえ市場調査により求めるものとする。

（監督員への進捗状況の報告）

第15条 受注者は、監督員から用地調査等の進捗状況について調査又は報告を求められたときは、これに応じなければならない。

2 受注者は、前項の進捗状況の報告に主任技術者を立ち合わせるものとする。

3 受注者は、用地調査等業務日報（様式第17号）を作成して監督員に提出するものとする。

（成果品の一部提出等）

第16条 受注者は、用地調査等の実施期間中であっても、監督員が成果品の一部の提出を求めたときは、これに応ずるものとする。

2 受注者は、前項で提出した成果品について監督員が審査を行うときは、主任技術者を立ち合わせるものとする。

3 受注者は、用地調査のうち精度監理を実施するものとされたものについては、監督員の指示により第17条に定める成果品の提出に先立って、仮提出をしなければならない。

（成果品）

第17条 受注者は、次の各号により成果品を作成するものとする。

一 用地調査等の区分及び内容ごとに整理し、編集する。

二 表紙には、契約件名、年度（又は履行期限の年月）、発注者及び受注者の名称を記載する。

三 目次及び頁を付す。

四 容易に取りはずしが可能な方法により編綴する。

2 本仕様書に様式の定めがないものは、監督員の指示による。

3 成果品の提出部数は、原紙・原図の他、正副各1部とする。ただし、特記仕様書に電子納品の定めがある場合、又は監督員の指示又は承認を受けた場合は「三重県CALS電子納品運用マニュアル（案）」によるものとする。

4 受注者は、成果品の作成に当たり使用した調査表等の原簿を契約書第40条に定める瑕疵担保の期間保管し、監督員が提出を求めたときは、これらを提出するものとする。

(検査)

- 第18条 受注者は、検査員が用地調査等の完了検査を行うときは、主任技術者を立ち会わせるものとする。
- 2 受注者は、検査のために必要な資料の提出その他の処置について、検査員の指示に速やかに従うものとする。
 - 3 受注者は、「三重県建設工事検査規則」を遵守しなければならない。

(精度監理対象業務等の対応)

- 第19条 受注者は、第16条第3項で仮提出した成果品の内容等について、監督員から質問又は問い合わせ等があったときは、必要な資料等を示し、これに答えるものとする。
- 2 受注者は、仮提出した成果品の内容等について、監督員から再検討又は修補の指示があったときは、速やかにこれに応ずるものとする。
 - 3 受注者は、前項の修補の指示項目以外の項目についても、これに類する項目があると認めるときは、これを修補するものとする。

第2節 数量等の処理

(建物等の計測)

- 第20条 建物及び工作物の調査において、長さ、高さ等の計測単位は、メートルを基本とし、小数点以下第2位（小数点以下第3位四捨五入）とする。ただし、排水管等の長さ等で小数点以下第2位の計測が困難なものは、この限りでない。
- 2 建物及び工作物の面積に係る計測は、原則として、柱又は壁の中心間で行うこととする。
 - 3 建物等の構造材、仕上げ材等の厚さ、幅等の計測は、原則として、ミリメートルを単位とする。
 - 4 立竹木の計測単位は、次の各号によるものとする。
 - 一 根本周囲、幹廻り、胸高直径は、センチメートル（小数点以下第1位四捨五入）とする。
 - 二 枝幅、樹高は、メートルとし、小数点以下第1位（小数点以下第2位四捨五入）とする。ただし、庭木等のうち株物類、玉物類、特殊樹及び生垣用木については、センチメートル（小数点以下第1位四捨五入）とする。
 - 5 芝、地被類、草花等が植込まれている区域の計測単位は、メートルとし、小数点以下第1位（小数点以下第2位四捨五入）とする。

(図面等に表示する数値及び面積計算)

- 第21条 建物等の調査図面に表示する数値は、前条の計測値を基にミリメートル単位で記入するものとする。
- 2 建物等の面積計算は、前項で記入した数値をメートル単位により小数点以下第4位まで算出し、

小数点以下第2位（小数点以下第3位切捨て）までの数値を求めるものとする。

- 3 建物の延べ床面積は、前項で算出した各階別的小数点以下第2位までの数値を合計した数値とするものとする。
- 4 1棟の建物が2以上の用途に使用されているときは、用途別の面積を前2項の定めるところにより算出するものとする。

（計算数値の取扱い）

第22条 建物等の補償額算定に必要となる構造材、仕上げ材等の数量算出の単位は、通常使用されている例によるものとする。ただし、算出する数量が少量であり、通常使用している単位で表示することが困難な場合は、別途の単位を使用することができるものとする。

- 2 構造材、仕上げ材等の数量計算は、原則として、それぞれの単位を基準として次の方法により行うものとする。
 - 一 数量計算の集計は、補償額算定調書に計上する項目ごとに行う。
 - 二 前項の使用単位で直接算出できるものは、その種目ごとの計算過程において、小数点以下第3位（小数点以下第4位切捨て）まで求める。
 - 三 前項の使用単位で直接算出することが困難なものは、種目ごとの長さ等の集計を行った後、使用単位数量に換算する。この場合における長さ等の集計は、原則として、小数点以下第2位をもって行うものとし、数量換算結果は、小数点以下第3位まで算出する。

（補償額算定調書に計上する数値）

第23条 補償額算定調書に計上する数値(価格に対応する数量)は、次の各号によるもののほか、第20条による計測値を基に算出した数値とする。

- 一 建物の延べ床面積は、第21条第3項で算出した数値とする。
- 二 構造材、仕上げ材その他の数量は、前条第2項第2号及び第3号で算出したものを小数点以下第2位（小数点以下第3位四捨五入）で計上する。

（補償額等の端数処理）

第24条 補償額等の算定を行う場合の資材単価等の端数処理は、原則として、次の各号によるものとする。

- 一 補償額算定に必要となる資材単価等は、次による。

100円未満のとき	1円未満切り捨て
100円以上10,000円未満のとき	10円未満切り捨て
10,000円以上のとき	100円未満切り捨て

- 二 建物等の移転料の算定のための共通仮設費及び諸経費等にあっては、100円未満を切り捨てた金額を計上する。この場合において、その額が100円未満のときは、1円未満切り捨てとする。
- 三 建物の1平方メートル当たりで算出する単価（現在価格等）は、100円未満切り捨てとする。
- 四 工作物等の補償単価は、次による。

100円未満のとき

1円未満切り捨て

100円以上10,000円未満のとき

10円未満切り捨て

10,000円以上のとき

100円未満切り捨て

第3章 権利調査

第1節 調査

(権利調査)

第25条 権利調査とは、登記事項証明書、戸籍簿等の簿冊の謄本等の收受又は居住者等からの聞き取り等の方法により土地、建物等の現在の権利者（又はその法定代理人）等の氏名又は名称（以下「氏名等」という。）及び住所又は所在地（以下「住所等」という。）等に関し調査することをいう。

(地図等の転写)

第26条 地図の転写は、調査区域について管轄登記所に備付けてある地図（不動産登記法（平成16年法律第123号）第14条第1項又は同条第4項の規定により管轄登記所に備える地図又は地図に準ずる図面をいう。以下同じ。）を次の各号に定める方法により行うものとする。

- 一 転写した地図には、地図の着色に従って着色する。
 - 二 転写した地図には、方位、縮尺、市町村名、大字名、字名（隣接字名を含む。）及び地番を記載する。
 - 三 転写した地図には、管轄登記所名、転写年月日及び転写を行った者の氏名を記入する。
- 2 受注者は、調査区域内の土地について、当該土地の所在地の管轄登記所において当該土地に関する地積測量図が存在する場合は、転写を行うものとし、転写した図面には、方位、縮尺、市町村名、大字名、字名及び地番その他必要な事項を記載するものとする。

(土地の登記記録の調査)

第27条 土地の登記記録の調査は、前条で作成した地図から監督員が指示する範囲の土地に係わる次の各号に掲げる登記事項について行うものとする。

- 一 土地の所在及び地番並びに当該地番に係る最終支号
- 二 地目及び地積
- 三 登記名義人の氏名等及び住所等
- 四 共有土地については、共有者の持分
- 五 土地に関する所有権以外の権利の登記があるときは、登記名義人の氏名等及び住所等、権利の種類、順位番号及び内容並びに権利の始期及び存続期間
- 六 仮登記又は予告登記があるときは、その内容
- 七 仮処分、仮差押その他必要と認める事項

(建物の登記記録の調査)

第28条 建物の登記記録の調査は、第26条で作成した地図から監督員が指示する範囲に存する建物に係わる次の各号に掲げる登記事項について行うものとする。

- 一 建物の所在地、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに登記原因及びその日付け
- 二 登記名義人の氏名等及び住所等

三 共有建物については、共有者の持分

四 建物に関する所有権以外の権利の登記があるときは、登記名義人の氏名等及び住所等、権利の種類及び内容並びに権利の始期及び存続期間

五 仮登記又は予告登記等があるときは、その内容

六 その他必要と認める事項

(墓地管理者等の調査)

第29条 墓地管理者等の調査は、調査区域内に存する墓地又は墳墓の権利関係について、次の各号により行うものとする。

一 墓地の所有者及び管理者（以下「墓地管理者」という。）の調査

墓地管理者の調査は、土地の登記記録の調査及び市町村吏員、集落の代表者等、寺院の代表役員等からの聴き取りによる。

この場合において、墓地管理者が宗教法人のときは、宗教法人登記簿等により次に掲げる事項を調査する。

（1）名称

（2）事務所の所在地

（3）包括団体の名称及び宗教法人・非宗教法人の別

（4）代表権を有する者の氏名、住所及び資格

（5）財産処分等に関する規則がある場合は、その事項

（6）永代使用料（入壇志納金）に関する事項

（7）その他必要と認める事項

二 墓地使用（祭祀）者の調査

（1）墓地使用者の画地ごとに、墓地管理者等から墓地の使用（祭祀）者の氏名、住所等について聴取する。この場合において、墓地の使用者から維持・管理の委任を受けている者がいるとき又は墓地使用名義人と現実の使用者（祭祀を主宰する者）が異なっている場合には、その原因と受任者、承継人等の氏名及び住所を調査する。

（2）それぞれの墓地の画地については、前号の調査を基に墓地管理者と協議し、墓地の使用（祭祀）者を確認する。

三 墓地使用（祭祀）者単位の靈名簿（過去帳）の調査

前2号で確定した墓地使用（祭祀）者（未確認のものを含む。）を単位として、墓地管理者が管理する靈名簿（過去帳）及び墓地使用（祭祀）者から次に掲げる事項を聴取する。

（1）法名（戒名）

（2）俗名、性別及享年

（3）死亡年月日

（4）火葬、土葬の区分

（5）墓地使用者単位の靈数

（6）その他必要と認める事項

第2節 調査書等の作成

(転写連続図の作成)

第30条 転写した地図は、各葉を複写して連続させた地図（この地図を「転写連続図」という。以下同じ。）を作成し、次の事項を記入するものとする。

- 一 工事計画平面図等に基づく土地の取得等の予定線
- 二 第27条第三号で調査した登記名義人の氏名等
- 三 管轄登記所名、転写年月日及び転写を行った者の氏名

(調査書の作成)

第31条 第27条から第29条までに調査した事項については、土地の登記記録調査表（様式第20号の1、第20号の2）、建物の登記記録調査表（様式第21号の1、第21号の2）、墓地管理者調査表（様式第22号の1）及び墓地使用（祭祀）者調査表（様式第22号の2）に所定の事項を記載するものとする。

- 2 各調査表の編綴は、大字及び字ごとに地番順で行うものとする。

第4章 用地測量

第1節 境界確認

(公共用地境界の打合せ)

第32条 測量区域内に公共物管理者等が管理する土地が存するときは、公共物管理者等と公共用地境界確定（境界確認を含む。）の方法について監督員の指示に基づき打合せを行わなければならない。

(資料の作成及び立会い)

第33条 前条の打合せの結果を監督員に報告し、その指示に基づき公共用地境界確定のための手続き又は現況測量等に必要となる資料の収集及び作成を行うものとする。

- 2 公共物管理者等が現地において公共用地境界確定作業を行うときは、それらの作業を補助するものとする。
- 3 前条の打合せの結果、第30条により作成した転写連続図その他資料を基に現況測量等を行うことによって、公共物管理者等が公共用地境界の確定とみなすとした場合には、これに必要な作業を行うものとする。この場合に必要に応じて公共用地に隣接する土地の所有者から第38条第2項に準じた同意を取りつけるものとする。

(境界確定後の図書の作成)

第34条 前条の境界確定作業が完了したときは、速やかに公共用地境界確定のために必要な図面等の作成を行うものとする。

(立会い準備)

第35条 測量区域内の民有地等で、所有権、借地権、地上権等で第37条の画地の境界点の確認を行うために立会いが必要と認められる権利者一覧表を、第27条、第28条及び第29条の調査結果を基に、用地測量（境界確認）立会一覧表（様式第23号）として作成するものとする。

- 2 前項権利者一覧表の作成が完了したときは、監督員と立会い日時、具体的な作業手順等について協議し、その指示によって権利者に対する立会い通知等の準備を行うものとする。

(復元測量)

第36条 受注者は、境界確認に先立ち、第26条において収集した地積測量図等の調査資料及びその他参考となる図面（以下「地積測量図等」という。）に基づき、境界杭の位置を確認し、亡失等がある場合には復元するべき位置に仮杭（以下「復元杭」という。）を設置するものとする。なお、実施に当たっては次の各号に基づいて行うものとする。

- 一 収集した地積測量図等において、復元する範囲は監督員と協議し、指示を受けるものとする。
- 二 前号で指示を受けた範囲において、収集した地積測量図等に基づき境界杭を調査し、亡失等の異常の有無を確認するものとする。
- 三 境界杭に亡失等の異常がある場合は、復元杭を設置する。

四 収集した地積測量図等に基づいて復元した杭と、現地に存する境界杭の位置が相違する場合には復元杭を設置せず、監督員に報告し、指示を受けるものとする。

(境界立会いの画地及び範囲)

第37条 測量区域内における次の各号の画地の境界が確認できる範囲の立会いを行うものとする。

- 一 1筆を範囲とする画地
- 二 1筆の土地であっても、所有権以外の権利が設定されている場合は、その権利ごとの画地
- 三 1筆の土地であっても、その一部が異なった現況地目となっている場合は現況の地目ごとの画地、この場合の現況地目は、不動産登記事務取扱手続準則に定める地目の区分によるものとする。
- 四 一画地にあって、土地に付属するあぜ、みぞ、その他これらに類するものが存するときは、一画地に含むものとする。ただし、一部が掛け地等で通常の用途に供することができないと認められるときは、その部分を区分した画地とする。

(境界立会い)

第38条 前条の境界立会いの範囲について、各境界点に関する権利者を現地に招集し、次の各号の手順によって境界点の立会いを行うものとする。

- 一 境界標識が設置されている境界点については、関連する権利者全員の同意を得るものとする。
 - 二 境界点が表示されていないため、各権利者が保有する図面等によって、現地に境界点の表示等の作業が必要と認められる場合には、これらの作業を行うものとする。この場合の作業にあたっては、いずれの側にも片寄ることなく中立の立場で行うものとする。
 - 三 前号の作業によって表示した境界点が関連する権利者全員の同意が得られたときには、原則としてプラスチック杭を設置するものとする。
- 2 前項の境界点立会いが完了したときは、関連する権利者全員から立会確認書（様式第24号）に確認のための署名押印を求めるものとする。
- 3 第1項の境界点立会いにおいて、次の各号の一に該当する状態が生じたときは、その事由等を整理し監督員に報告し、その後の処置について指示を受けなければならない。
- 一 関連する権利者全員の同意が得られないもの
 - 二 関連する権利者の一部が立会いを拒否したもの
 - 三 必要な境界点を確定するために測量区域以外の境界立会い又は測量を権利者から要求されたとき

第2節 境界測量

(作業方法等)

第39条 用地測量の作業方法、精度その他必要な事項については、三重県公共測量作業規程（作業規程の準則(平成20年国土交通省告示第413号)準用）によるほか、測量作業共通仕様書及びこの共通仕様書によるものとする。

(用地測量の基準点)

第40条 用地測量に使用する基準点について当該公共事業に係る基準点測量が完了しているときは、別途監督員が指示する基準点測量の成果（基準点網図、測点座標値等）を基に検測して使用するものとする。

- 2 前項の基準点測量の成果を検測した結果、滅失、位置移転、毀損等が生じているときには監督員と協議するものとする。
- 3 第1項の基準点測量が実施されていないものについては、基準点の設置、座標値の設定方法等について監督員と協議し、その指示を受けるものとする。

(境界測量)

第41条 各境界点の測量を行うときは、近傍の4級基準点以上の基準点に基づき、放射法により行うものとする。ただし、やむを得ない場合は、補助基準点を設置し、それに基づき行うことができるものとする。

- 2 前項の観測は、測量地域の地形及び地物の状況等を考慮し、トータルステーション（データコレクタを含む。）、セオドライト、測距儀等（以下「TS等」という。）又はRTK-GPS法、若しくはネットワーク型RTK-GPS法によることができる。
 - TS等による観測は、次表を標準とする。

区分	水平角観測	鉛直角観測	距離測定
方法	0.5対回	0.5対回	2回測定
較差の許容範囲	-	-	5mm

- RTK-GPS法又はネットワーク型RTK-GPS法による場合は、次表を標準とする。ただし、セット間較差は、基線ベクトル成分X、Yの比較によることができる。

使用衛星数	観測回数	データ取得間隔	セット間較差の許容範囲		摘要
5衛星以上	FIX解を得てから10エポック（連続）以上を2セット	1秒	N	20mm	X、Y 座標 と比 較可
			E	20mm	

- 前号において1セット目の観測終了後、再初期化を行い2セット目の観測を行う。なお、境界点の座標値は、2セットの観測から求めた平均値とする。

- 3 前項の結果に基づき、境界点の座標値、境界点間の距離及び方向角を計算により求めるものとする。
- 4 座標値等の計算における結果の表示単位等は、原則として次表のとおりとする。
なお、計算は計算機により行う場合は、次表に規定する位以上の計算精度を確保し、座標値及び

方向角は次表に規定する位の次の位において四捨五入とし、距離及び面積は、次表に規定する位の次の位以下を切り捨てるものとする。

区分	方向角	距離	座標値	面積
単位	秒	m	m	m^2
位	1	0.001	0.001	0.000001

- 5 第1項の観測を行うに当たり、土地の実測平面図の作成に必要となる建物及び主要な工作物の位置を併せて観測するものとする。
- 6 各境界点等は、連番を付するものとする。

(補助基準点の設置)

第42条 境界点を観測するために補助基準点を設置する必要がある場合は、4級基準点以上の基準点から設置することができるものとする。この場合の精度は、4級基準点に準ずるものとする。

- 2 補助基準点は、基準点から辺長100m以内、節点は1点以内の開放多角測量により標杭を設置するものとする。なお、観測の区分等は次表を標準とするものとする。

区分	水平角観測		鉛直角観測	距離測定
方法	2対回(0°, 90°)		1対回	2回測定
較差の許容範囲	倍角差	60"	60"	5mm
	観測差	40"		

(用地境界仮杭の設置)

第43条 境界測量等の作業が完了し用地取得の対象となる範囲が確定したときは、測量の成果等に基づきT S等を使用する方法により用地境界仮杭の設置を次の各号により行うものとする。

- 一 原則として、関連する権利者の立会いのうえ行う。
- 二 用地境界仮杭は、原則としてプラスチック杭とする。
- 2 用地境界仮杭の観測は、第41条第2項の規定を準用するものとする。
- 3 第1項の用地境界仮杭設置にあたり建物等で支障となり設置が困難なときには、その事由等を整理し監督員に報告しなければならない。ただし、関連する権利者が用地境界仮杭の設置を強く要求するときは用地境界仮杭を設置するものとする。この場合に、用地境界仮杭との関係を関連する権利者に充分理解させたうえで用地境界仮杭との関係図を作成するものとする。

(境界点間測量)

第44条 境界測量及び用地境界仮杭の設置のための観測を行う場合には、併せて隣接する境界点間の距離をT S等を用いて測定し精度を確認するものとする。

2 境界点間測量は、隣接する境界点間又は境界点と用地境界点（用地境界杭を設置した点）との距離を全辺について現地で測定し、境界測量及び用地境界仮杭の設置において求められた計算値と測定値の差を比較することにより行うものとする。

なお、較差の許容範囲は、次表を標準とするものとする。

区分	距離	20m未満	20m以上	摘要
平地		10mm	S / 2,000	Sは点間距離の計算値
山地		20mm	S / 1,000	

第3節 土地の面積計算

(面積計算の範囲)

第45条 面積計算の範囲は、第37条に定める画地を単位とし、次の各号によって行うものとする。

- 一 土地の面積を求める範囲は、原則として取得又は使用する土地の区域（以下「取得等の区域」という。）とする。なお、一筆の土地が取得等の区域線にまたがる場合において、当該土地と連続して所有者及び使用者を同じくし、かつ、同一使用目的に供されている2筆以上の土地及び借地権等の目的となっている一段の土地にあっては、当該土地全部をその範囲に含めるものとする。
- 二 用地取得の対象となる土地以外の土地（残地等）は、監督員の指示による。

(土地の面積)

第46条 受注者は、第41条の測量結果を基に、座標求積により土地の面積を求め、面積計算表を作成しなければならない。

土地の面積は、一筆ごとに次のイ又はロの方法により求めるものとする。

イ 一筆の土地に異なる地目又は異なる権利者があるときは、先に一筆の土地の総面積を求め、次に評価額の高いと認められる地目又は面積が小さいと認められる権利者の順に面積を求め、最終順位の地目又は権利者の面積は総面積から先順位の地目又は権利者の面積の合計を控除して求めるものとする。

この場合において、一筆の土地に異なる地目及び異なる権利者がある場合には、評価額の高いと認められる地目を先順位とする。

ロ 一筆の土地が取得等の区域線にまたがるため分筆を必要とする場合には、取得等の区域内と区域外に区分してそれぞれ面積を求めるものとする。この場合において当該土地に異なる地目又は権利者があるときは、前記イを準用するものとする。

- 2 前項の判断は、監督員の指示によるものとする。
- 3 土地の面積は、平方メートルを単位として定め、1平方メートルの100分の1未満の端数は、切り捨てるものとする。
- 4 受注者は、土地の面積計算を終了したときは、各筆の所有者又は所有権以外の権利者ごとに土地の登記記録調査表(様式第20号の2)及び用地実測図等の内容を整理して取得用地一覧表(様式第25号)を作成するものとする。

(地目)

- 第47条 受注者は、次に掲げる現況地目により土地を区分するものとする。
- 一 宅地(建物の敷地及びその維持若しくは効用を果たすために必要な土地)
 - 二 田(農耕地で用水を利用して耕作する土地)
 - 三 畑(農耕地で用水を利用しないで耕作する土地)
 - 四 山林(耕作の方法によらないで竹木の生育する土地)
 - 五 保安林(森林法(昭和26年法律第249号)に基づき農林水産大臣が保安林として指定した土地)
 - 六 原野(耕作の方法によらないで雑草、かん木類の生育する土地)
 - 七 墓地(人の遺体又は遺骨を埋葬する土地)
 - 八 塩田(海水を引き入れて塩を採取する土地)
 - 九 鉱泉地(鉱泉(温泉を含む。)の湧出口及びその維持に必要な土地)
 - 十 池沼(かんがい用水でない水の貯留池)
 - 十一 牧場(家畜を放牧する土地)
 - 十二 境内地(境内に属する土地で、宗教法人法(昭和26年法律第126号)第3条第2号及び第3号に掲げる土地(宗教法人の所有に属しないものを含む。))
 - 十三 学校用地(校舎、附属施設の敷地及び運動場)
 - 十四 鉄道用地(鉄道の駅舎、附属施設及び路線の敷地)
 - 十五 運河用地(運河法(大正2年法律第16号)第12条第1項第1号又は第2号に掲げる土地)
 - 十六 水道用地(専ら給水の目的で敷設する水道の水源地、貯水池、ろ水場又は水道線路に要する土地)
 - 十七 用悪水路(かんがい用又は悪水排泄用の水路)
 - 十八 ため池(耕地かんがい用の用水貯留池)
 - 十九 堤(防水のために築造した堤防)
 - 二十 井溝(田畠又は村落の間にある通水路)
 - 二十一 公衆用道路(一般交通の用に供する道路(道路法(昭和27年法律第180号)による道路であるかどうかを問わない。))
 - 二十二 公園(公衆の遊楽のために供する土地)
 - 二十三 雜種地(以上のいずれにも該当しない土地)

第4節 用地実測図等の作成

(用地実測図の作成)

第48条 用地実測図の作成に当たっては、次の各号の方法により行うものとする。

- 一 用地実測図は、境界・現況測量より得られた成果に基づき、縮尺250分の1を標準として(土地が市街地以外の地域にあるとき等にあっては、監督員の指示により適宜定めることができる。)用地実測図を作成するものとする。
- 二 用地実測図には次の事項から監督員が指示する事項を記入する。
 - (1) 基準点及び境界点(官民、所有権、借地、地上権等境界点)の座標値、点名、標杭の種類及び境界線
 - (2) 面積計算表
 - (3) 各筆の地番、不動産番号、地目、土地所有者氏名及び借地人等氏名
 - (4) 境界辺長
 - (5) 隣接地の地番及び境界の方向線
 - (6) 借地境界
 - (7) 用地取得線
 - (8) 図面の名称、配置、方位、座標線、地図情報レベル、座標系、測量年月日、計画機関名称、作業機関名称及び土地の測量に従事した者の記名押印
 - (9) 市町村の名称、大字、字の名称又は町、丁の名称及び境界線
 - (10) 中心杭及び幅杭点の位置
 - (11) 現況地目
 - (12) 道路名、水路名
 - (13) 建物及び工作物
 - (14) 用地取得の対象となる土地及び残地の面積
 - (15) その他指示された事項
- 三 用地実測図の規格は、日本工業規格A1判を標準とし、左を起点側、右を終点側とし、数葉にわたるときは、右上に番号を付するとともに、当該図面がどの位置に存するかを示す表示図を記載するものとする。
- 四 用地実測図の作成に当たっては、別表第1に定める用地実測図及び用地平面図表示記号により表示するものとする。
- 五 現況地目が異なる場合は、括弧書きにて現況地目を記入するものとする。

(用地平面図の作成)

第49条 受注者は、用地実測図を基に、用地実測図各葉について連続させた用地平面図等を作成するものとする。

- 2 用地平面図には、原則として、次の各号の事項を記入する。
 - 一 基準点、境界点(官民、所有権、借地、地上権等の境界点)及び境界線
 - 二 各筆の地番、現況地目、土地所有者氏名、借地人等氏名及び取得面積

- 三 用地幅杭点及び用地境界点の位置並びに用地取得線
- 四 行政界、市町村の名称及び大字、字の名称又は町、丁の名称
- 五 建物及び工作物
- 六 道路名及び水路名
- 七 図面の名称、配置、地図情報レベル、方位、座標線
- 八 測量年月日、計画機関名及び作業機関名及び土地の測量に従事した者の氏名
- 九 その他指示された事項

(土地現地調査報告書の作成)

第50条 受注者は、土地現地調査報告書（様式第26号の1）及び参考図（様式第26号の2）を別記1「土地現地調査報告書作成要領」に基づいて作成するものとする。

第5章 土地評価

(土地評価)

第51条 土地評価とは、取得等する土地（残地等に関する損失の補償を行う場合の当該残地を含む。）の更地としての正常な取引価格を算定する業務をいい、不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）第2条で定める「不動産の鑑定評価」は含まないものとする。

(土地評価の基準)

第52条 土地評価は、監督員から特に指示された場合を除き基準細則第2別記1土地評価事務処理要領（以下「土地評価要領」という。）に基づき行うものとする。

(現地踏査及び資料作成)

第53条 土地評価に当たっては、あらかじめ、調査区域及びその周辺区域を踏査し、当該区域の用途的特性を調査するとともに、土地評価に必要となる次の各号に掲げる資料を作成するものとする。

一 同一状況地域区分図

同一状況地域区分図は、近隣地域及び類似地域につき都市計画図その他類似の地図を用い、おおむね次の事項を記載したものを作成する。

- （1）起業地の範囲、同一状況地域の範囲、土地評価要領第5条（2）に規定する標準地及び用途的地域の名称
- （2）鉄道駅、バス停留所等の交通施設
- （3）学校、官公署等の公共施設、病院等の医療施設、銀行、スーパーマーケット等の商業施設
- （4）幹線道路の種別、幅員
- （5）用途地域、地区及び建ぺい率、容積率
- （6）大字及び字の境界
- （7）取引事例地
- （8）地価公示法（昭和44年法律第49号）第6条により公示された標準地（以下「公示地」という。）又は国土利用計画法施行令（昭和49年政令第387号）第9条第5項により周知された基準地（以下「基準地」という。）

二 取引事例地調査表

取引事例比較法に用いる取引事例は、土地評価要領第11条に基づき収集し、おおむね次の事項を整理のうえ調査表を作成する。

- （1）土地の所在、地番及び住居表示
- （2）土地の登記記録に記録されている地目及び面積並びに現在の土地の利用状況
- （3）周辺地域の状況
- （4）土地に物件がある場合は、その種別、構造、数量等
- （5）売主及び買主の氏名等及び住所等並びに取引の目的及び事情（取引に当たって特段の事情がある場合はその内容を含む。）
- （6）取引年月日、取引価格等

(7) 取引事例地の画地条件(間口、奥行、前面道路との接面状況等)及び図面(100分の1～500分の1程度)

三 収益事例調査表及び造成事例調査表

収益事例調査表及び造成事例調査表は、収益事例については総収入及び総費用並びに土地に帰属する総収益等、造成事例については素地価格及び造成工事費等のほか、前号に掲げる記載事項に準じた事項を整理のうえ作成する。

四 用途的地域の判定及び同一状況地域の区分の理由を明らかにした書面

五 地域要因及び個別的要因の格差認定基準法

格差認定基準表とは、土地価格比準表を適用するに当たり、土地価格比準表の定める要因中の細項目に係る格差率適用の判断を行うに当たり基準となるものをいう。

六 公示地及び基準地の選定調査表

調査区域及びその周辺区域に規準すべき公示地又は基準地があるときは、公示又は周知事項について調査表を作成する。

2 前項のほか、中部地区用地対策連絡協議会(以下「中部用対」という。)の定める土地評価業務処理要領により行うものとする。

(標準地の選定及び標準地調査書の作成)

第54条 土地評価に当たっては、同一状況地域ごとに標準地を選定し、標準地調査書を作成するものとする。

2 標準地調査書は、前条第1項第二号で定める取引事例地調査表に準じ、選定理由を付記のうえ作成するものとする。

(標準地の評価調査書及び取得等の土地の評価調査書等の作成)

第55条 標準地の評価は、前2条で作成した資料を基に第52条に定める土地評価の基準を適用して行い、価格決定の経緯と理由を明記した評価調査書を作成するものとする。

2 取得等する土地の評価は、前項で決定した標準地の価格を基に行うものとし、標準地との個別的要因の格差を明記した評価調査書を作成するものとする。

3 前2項の評価格は、監督員が指示する図面に記載するものとする。

4 第1項、第2項の調査の作成に当たっては、中部用対の定める土地評価業務処理要領により行うものとする。

(残地等に関する損失の補償額の算定)

第56条 残地又は残借地に関する損失の補償額は、基準第53条及び基準細則第36に定めるところにより算定し、残地(又は残借地)補償額算定調査書を作成するものとする。

2 前項の算定調査書の作成に当たっては、中部用対の定める土地評価業務処理要領により行うものとする。

第6章 建物等の調査

第1節 調査

(建物等の調査)

第57条 建物等の調査とは、建物、工作物及び立竹木について、それぞれの種類、数量、品等又は機能等を調査することをいう。

(建物等の配置等)

第58条 次条以降の建物等の調査に当たっては、あらかじめ当該権利者が所有し、又は使用する一画の敷地ごとに、次の各号に掲げる建物等の配置に関する調査を行うものとする。

- 一 建物、工作物及び立竹木の位置
 - 二 敷地と土地の取得等の予定線の位置
 - 三 敷地と接続する道路の幅員、敷地の方位等
 - 四 その他配置図作成に必要となる事項
- 2 建物等の全部又は一部が残地に存する場合には、監督員から調査の実施範囲について指示を受けるものとする。

(法令適合性の調査)

第59条 建物等の調査に当たっては、次の各号の時期における当該建物又は工作物につき基準第28条第2項ただし書きに基づく補償の要否の判定に必要となる法令に係る適合状況を調査するものとする。この場合において、調査対象法令については監督員と協議するものとする。

- 一 調査時
- 二 建設時又は大規模な増改築時

(木造建物)

第60条 木造建物〔 〕の調査は、中部用対の定める木造建物〔 〕調査積算要領（以下「木造建物要領」という。）により行うものとする。

- 2 木造建物〔 〕及び木造建物〔 〕の調査は、木造建物要領を準用して行うほか、当該建物の推定再建築費の積算が可能となるよう行うものとする。
- 3 前2項の実施に当たっては、基準細則第15付録別表第11の補正項目に係る建物の各部位の補修等の有無を調査するものとする。
- 4 図面に表示する記号は、原則として別表第2による表示記号を用いるものとする。（以下第61条、第62条において同じ。）

(木造特殊建物)

第61条 木造特殊建物の調査は、前条第2項及び第3項を準用するものとする。

(非木造建物)

第62条 非木造建物〔 〕の調査は、中部用対の定める非木造建物〔 〕調査積算要領(以下「非木造建物要領」という。)により行うものとする。

2 非木造建物〔 〕の調査は、非木造建物要領を準用して行うほか、当該建物の推定再建築費の積算が可能となるよう行うものとする。

(機械設備)

第63条 機械設備の調査は、中部用対の定める機械設備調査算定要領(以下「機械設備要領」という。)により行うものとする。

(生産設備)

第64条 生産設備の調査は、次の各号について行うものとする。

- 一 生産設備の配置状況。調査に当たり必要があると認められるときは、平板測量等を行う。
- 二 種類(使用目的)
- 三 規模(形状、寸法)、材質及び数量
- 四 園芸用フレーム、牛、豚、鶏その他の家畜の飼育施設又は煙突、給水塔、貯水池、用水堰、浄水池等にあっては、当該設備の構造の詳細、収容能力、処理能力等
- 五 ゴルフ練習場、駐車場、テニスコート等にあっては、打席数又は収容台数等
- 六 当該設備の取得年月日及び耐用年数
- 七 その他補償額の算定に必要と認められる事項
- 八 当該設備の概要が把握できる写真の撮影

(附帯工作物)

第65条 附帯工作物の調査は、中部用対の定める附帯工作物調査算定要領(以下「附帯工作物要領」という。)により行うものとする。

(庭園)

第66条 庭園の調査は、次の各号について行うものとする。

- 一 庭園に設置されている庭石、灯籠、築山、池等の配置の状況及び植栽されている立竹木の配置の状況。配置の調査は、平板測量により行うものとする。ただし、規模が小さく平板測量以外で行うことが可能なものにあっては、他の方法により行うことができる。
- 二 庭石、灯籠、築山、池等の形状、構造、数量等
- 三 庭園区域内にある立竹木の種類、形状、寸法、数量等
- 四 その他補償額の算定に必要と認められる事項
- 五 庭園の概要が把握できる写真の撮影

(墳墓)

第67条 墳墓の調査は、次の各号について行うものとする。

- 一 墓地の配置の状況、墓地使用者（祭祀者のこと。以下同じ。）ごとの画地及び通路等の配置の状況。配置の調査は、墓地管理者の立会いを得て平板測量により行うものとする。ただし、規模が小さく平板測量以外で行うことが可能なものにあっては、他の方法により行うことができる。
- 二 墓地使用者ごとの墓石の形状、寸法、構造及び種類
- 三 墓地使用者ごとの墓誌等の形状、寸法及び種類
- 四 墓地使用者ごとのカロートの形状、寸法及び種類（石造又はコンクリート造）。不可視部分については、墓地使用者又は墓地管理者からその状況を聴取する。
- 五 墓地使用者ごとのその他の石積、囲障、立竹木等の種類、形状、寸法及び数量
- 六 その他補償額の算定に必要と認められる事項
- 七 墓地及び墳墓の概要が把握できる写真の撮影

（立竹木）

第68条 立竹木の調査は、第4条表3の区分ごとに次の各号により行うものとする。

- 一 庭木等（観賞樹、効用樹、風致木）の調査
 - (1) 権利者の画地ごとに立木の位置を調査する。当該画地の一部を取得等するときは、取得等する部分と残地の部分とに区分し、立木の位置を図面に表示するとともに番号（寄植及び連植であって同樹種、同寸法のものは、同番号とする。）を付す。
 - (2) 立木については、樹種名、根本周囲、幹周、胸高直径、枝幅、樹高、管理の状況（表4の判断基準による区分）等を調査する。

表4 管理状況の判断基準

判 斷 基 準	区 分
年2回程度以上の手入れ（剪定）が行われ樹型が整っているもの	良 い
年1回程度の手入れ（剪定）を行っているもの	やや良い
上記以外のもの	普 通

(3) 観賞用竹（ほていちく、きんめいちく、なりひらたけ、かんちく等）については、5本程度を1株として、その位置を(1)の図面に表示するとともに番号を付す。

(4) 芝、地被類、草花等については、植込みの面積を調査する。

二 用材林立木の調査

- (1) 権利者ごとに、原則として、毎木調査により、樹種、胸高直径、林令（又は植林年次）、人工林・天然生林の別、管理の状況等を調査する。ただし、胸高直径5cm未満の天然生林についてはこの限りでない。
- (2) 監督員から、標準地調査法により調査を実施する旨の指示があったときは、次により行う。
 - 権利者ごとに、当該土地に植栽されている立木を樹種ごとに一括して取扱うことが相当と認められる区域を決定し、調査する。ただし、同樹種区域であっても立木の粗密度、径

級、配置、成育状況、植林年次が異なっていると認められる場合には、これらが異なるごとの範囲を調査し、区分する。

で定めた区域内で最も標準と認められる範囲(標準地)1,000平方メートル程度を定め、当該範囲内にある樹種名、胸高直径、本数及び樹令(又は植林年次)を調査する。なお、

で定めた区域が5,000平方メートル程度以下の場合には、標準地の面積を当該区域面積の10パーセント程度をもって行う。

三 薪炭林立木の調査

前号用材林立木の調査に準じて行う。

四 収穫樹の調査

樹種、胸高直径、幹周、樹齢(又は植付年次)、管理の状況等を調査する。

樹園地に囲障、吊り棚等の工作物が存するときは、これらについても第65条の例により調査する。

五 竹林の調査

(1) 権利者ごとに竹林として取扱うことが相当と認められる区域を決定する。この場合において、筍の収穫を目的としているものとその他のものとに区分する。

(2)(1)で定めた区域内で最も標準と認められる範囲(標準地)500平方メートル程度を定め、当該範囲内にある品種、本数及び胸高直径(筍を目的とするものを除く。)並びに筍の収穫を目的とするものにあっては、その管理の状況等を調査する。

六 苗木(植木畠)の調査

権利者ごとに苗木(植木畠)として取扱うことが相当と認められる区域を決定し、植栽されている苗木について、同樹種、同寸法のものごとに樹種名、根本周囲、胸高直径、枝幅、樹高、本数、樹齢(育生年数)及び管理の状況を調査する。この場合において、同樹種同寸法のものが大規模に植栽されている場合には、第二号(2)の標準地調査の例により行うことができる。

七 その他の立木の調査

立木の存する位置、樹種等により前各号の調査に準じて行う。

八 権利者の画地ごとの代表的な立竹木(標準地調査の場合は、標準地の立竹木の概要ができるものの写真の撮影)

第2節 調査書等の作成

(建物等の配置図の作成)

第69条 建物等の配置図は、前節の調査結果を基に次の各号により作成するものとする。

- 一 建物等の所有者(同族法人及び親子を含む。)を単位として作成する。
- 二 縮尺は、原則として、次の区分による。

(1) 建物、庭園及び墳墓を除く工作物、庭木等を除く立竹木

100分の1又は200分の1

(2) 庭園、墳墓、庭木等

50分の1又は100分の1

三 用紙は、日本工業規格A3判を用いる。ただし、建物の敷地が広大であるため記載することが困難である場合には、A2判によることができる（以下この節において同じ。）

四 敷地境界線及び方位を明確に記入する。方位は、原則として、図面の上方を北の方位とし図面右上部に記入する。

五 土地の取得等の予定線を赤色の実線で記入する。

六 建物、工作物及び立竹木の位置等を記入し、建物、工作物及び立竹木ごとに番号を付す。ただし、工作物及び立竹木が多数存する場合には、これらの配置図を各々作成することができる。

七 図面中に次の事項を記入する。

- (1) 敷地面積
- (2) 用途地域
- (3) 建ぺい率
- (4) 容積率
- (5) 建築年月
- (6) 構造概要
- (7) 建築面積（一階の床面積をいう。以下同じ。）
- (8) 建物延べ床面積

（法令に基づく施設改善）

第70条 第59条の調査結果を基に調査書を作成するものとする。

2 当該建物又は工作物が建設時又は大規模な増改築時においては法令に適合していたが、調査時ににおいては法令に適合していない（このような状態にある建物又は工作物を、以下「既存不適格物件」という。）と認められる場合には、次の各号に掲げる事項を調査書に記載するものとする。

- 一 法令名及び条項
- 二 改善内容

（木造建物）

第71条 木造建物の図面及び調査書は、第60条の調査結果を基に作成するものとする。

2 木造建物〔 〕の図面及び調査書は、木造建物要領により作成するものとする。

3 木造建物〔 〕及び木造建物〔 〕の図面及び調査書は、木造建物要領を準用して作成するほか、次の各号の図面を作成するものとする。

- 一 基礎伏図（縮尺100分の1）
- 二 床伏図（縮尺100分の1）
- 三 軸組図（縮尺100分の1）
- 四 小屋伏図（縮尺100分の1）

（木造特殊建物）

第72条 木造特殊建物の図面及び調査書は、第61条の調査結果を基に作成するものとする。

2 図面は、木造建物要領を準用して作成するほか、次の各号の図面を作成するものとする。

- 一 基礎伏図（縮尺100分の1）
 - 二 床伏図（縮尺100分の1）
 - 三 軸組図（縮尺100分の1）
 - 四 小屋伏図（縮尺100分の1）
 - 五 断面図（短計図）（縮尺50分の1）
 - 六 必要に応じて上記各図面の詳細図（縮尺は適宜のものとする。）
- 3 調査書は、木造建物要領に準じ、次の各号により作成するものとする。
- 一 建物ごとに、推定再建築費を積算するために必要な数量を算出する。
 - 二 当該建物の移転工法の認定及び補償額の算出が可能となる内容とする。

（非木造建物）

第73条 非木造建物〔 〕の図面及び調査書は、第62条第1項の調査結果を基に非木造建物要領により作成するものとする。

- 2 非木造建物〔 〕の図面及び調査書は、第62条第2項の調査結果を基に非木造建物要領を準用して作成するものとする。

（機械設備）

第74条 機械設備の図面及び調査書は、第63条の調査結果を基に機械設備要領により作成するものとする。

（生産設備）

第75条 生産設備の図面及び調査書は、第64条の調査結果を基に作成するものとする。

- 2 図面は、生産設備の種類、構造、規模等を考慮して、補償額の算定に必要となる平面図、立面図、構造図、断面図等を作成するものとする。
- 3 調査書は、前条に準じ作成するものとする。

（附帯工作物）

第76条 附帯工作物の調査表及び図面は、第65条の調査結果を基に附帯工作物要領により作成するものとする。

（庭園）

第77条 庭園の調査書は、第66条の調査結果を基に工作物調査表（様式第27号）及び立竹木調査表（様式第29号）を用いて、積算に必要と認める土量、コンクリート量、庭石の数量等を記載することにより作成するものとする。

（墳墓）

第78条 墳墓の図面及び調査書は、第67条の調査結果を基に作成するものとする。

- 2 図面は、次の各号により作成するものとする。

- 一 墓地使用者ごとの画地及び通路等の区分を明確にする。
 - 二 墓地使用者の画地ごとに番号を付す。
 - 三 土地の取得等の予定線を記入する。
- 3 調査書は、墳墓調査表（様式第28号）、工作物調査表（様式第27号）及び立竹木調査表（様式第29号）を用いて、補償額の算定に必要と認められる事項を記載することにより作成するものとする。

（立竹木）

第79条 立竹木の図面及び調査書は、第68条の調査結果を基に作成するものとする。

- 2 第68条第5号又は第2号、第3号、第6号及び第7号で標準地調査を行ったものの図面には、次の各号の事項を記載するものとする。
- 一 標準地の位置、面積
 - 二 標準地を基準として樹木数量等を決定した範囲、面積
- 3 調査書は、立竹木調査表（様式第29号）を用いて、補償額の算定に必要と認められる事項を記載することにより作成するものとする。なお、用材林立木の場合には、用材林管理程度補正判定表（様式第30号の1）、用材林補償額算定書（様式第30号の2）を用いて、必要と認められる事項を記載するものとする。

第3節 算 定

（移転先の検討）

第80条 建物等を移転する必要があり、かつ、相当程度の残地が生ずるため、残地を当該建物等の移転先地とすることの検討を行う場合（第10章移転工法案の検討に該当するものを除く。）には、残地が建物等の移転先地として基準細則第15第1（四）第一号から第四号までの要件に該当するか否かの検討をするものとする。

- 2 前項の検討にあたり残地に従前の建物に照応する建物を再現するための当該照応建物（以下「照応建物」という。）の推定建築費は、概算額によるものとし、平面図及び立面図はこのための必要最小限度のものを作成するものとする。なお、監督員から、当該照応建物の詳細な設計による推定建築費の積算を指示された場合は、この限りでない。
- 3 第1項の検討にあたり、当該請負契約に対象とされていない補償項目に係わる見積額は、監督員から教示を得るものとする。
- 4 第3項の検討にあたり、移転を必要とする残地内の建物等については、第69条で定める図面に对象となるものを明示するものとする。

（法令に基づく施設改善費用に係る運用益損失額の算定）

第81条 既設の施設を法令の規定に適合させるために必要となる最低限の改善費用に係る運用益損失額の算定は、第70条の調査結果から当該建物又は工作物が既存不適格物件であると認める場合に、基準細則第15条第3項の定めるところにより行うものとする。

(木造建物)

第82条 木造建物の移転料を推定再建築費を基礎として算出するときは、建物ごとに第71条で作成した図面及び調査書を基に、木造建物〔 〕については木造建物要領により、木造建物〔 〕及び木造建物〔 〕については木造建物要領を準用して、それぞれ当該建物の推定再建築費を積算するものとする。

2 木造建物の移転料の算定は、監督員から指示された移転工法により行うものとする。

(木造特殊建物)

第83条 木造特殊建物の移転料を推定再建築費を基礎として算出するときは、建物ごとに第72条で作成した図面及び調査書を基に、木造建物要領を準用して当該建物の推定再建築費を積算するものとする。

2 木造特殊建物の移転料の算定は、監督員から指示された移転工法により行うものとする。

(非木造建物)

第84条 非木造建物の移転料を推定再建築費を基礎として算出するときは、建物ごとに第73条で作成した図面及び調査書を基に、非木造建物〔 〕については非木造建物要領により、非木造建物〔 〕については非木造建物要領を準用して、それぞれ当該建物の推定再建築費を積算するものとする。

2 非木造建物の移転料の算定は、監督員から指示された移転工法により行うものとする。

(照応建物の詳細設計)

第85条 第80条第2項なお書きによる照応建物の推定建築費の積算にあたっては、次の各号に掲げるもののほか、積算に必要となる図面を作成するものとする。

- 一 照応建物についての計画概要表（様式第31の1、第31の2号）
- 二 面積比較表（様式第31の3号）
- 三 計画概要比較表（様式第31の4号）

(機械設備)

第86条 機械設備の補償額の算定は、第74条で作成した資料を基に中央用対の定める機械設備要領により行うものとする。

(生産設備)

第87条 生産設備の補償額の算定は、第75条で作成した資料を基に当該設備の移設の可否及び適否について検討し、行うものとする。

2 生産設備の補償額の算定に専門的な知識が必要であり、かつ、メーカー等でなければ算定が困難と認められるものについては、前条に準じて処理するものとする。

(附帯工作物)

第88条 附帯工作物の補償額の算定は、第76条で作成した資料を基に附帯工作物要領及び中部用対の

定める工作物移転料積算基準により行うものとする。

(庭園)

第89条 庭園の補償額の算定は、第77条で作成した資料を基に当該庭園の再現方法等を検討し、行うものとする。

2 前項の内、庭石等の補償額の算定に当たっては、中部用対の定める工作物移転料積算基準により行うものとする。

(墳墓)

第90条 墳墓の補償額の算定は、第78条で作成した資料を基に当該墳墓の移転先及び当該地方における改葬方法の慣行等を検討し、改葬費を併せて行うものとする。

2 前項の内、墓石等の補償額の算定に当たっては、中部用対の定める工作物移転料積算基準により行うものとする。

(立竹木)

第91条 立竹木の補償額の算定は、第79条で作成した資料を基に当該立竹木の移植の可否及び適否について検討し、行うものとする。

2 用材林立木の補償額の算定は、第79条で作成した用材林管理程度補正判定表（様式第30号の1）を基に用材林補償額算定書（様式第30号の2）により行うものとする。

第7章 営業その他の調査

第1節 調査

(営業その他の調査)

第92条 営業その他の調査とは、営業、居住者等及び動産に関する調査をいう。

(営業に関する調査)

第93条 法人が営業主体である場合の営業に関する調査は、補償額の算定に必要となる次の各号に掲げる事項について行うものとする。

一 営業主体に関するもの

- (1) 法人の名称、所在地、代表者の氏名及び設立年月日
- (2) 移転等の対象となる事業所等の名称、所在地、責任者の氏名及び開設年月日
- (3) 資本金の額
- (4) 法人の組織（支店等及び子会社）
- (5) 移転等の対象となる事業所等の従業員数及び平均賃金
- (6) 移転等の対象となる事業所等の敷地及び建物の所有関係

二 業務内容に関するもの

- (1) 業種
- (2) 移転等の対象となる事業所等の製造、加工又は販売等の主な品目
- (3) 原材料、製品又は商品の主な仕入先及び販売先（得意先）
- (4) 品目等別の売上構成
- (5) 必要に応じ、確定申告書とともに税務署に提出した事業概況説明書写を収集する。

三 収益及び経費に関するもの

営業調査表（様式第32号の1から第32号の4）の各項目を記載するために必要とする次の書面又は簿冊の写を収集する。

- (1) 直近3か年の事業年度の確定申告書（控）写。税務署受付印のあるものとする。
- (2) 直近3か年の事業年度の損益計算書写、貸借対照表写
- (3) 直近1年の事業年度の総勘定元帳写、固定資産台帳写。特に必要と認める場合は直近3か年とする。
- (4) 直近1年の事業年度の次の帳簿写。特に必要と認める場合は直近3か年とする。

正規の簿記の場合

売上帳、仕入帳、仕訳帳、得意先元帳、現金出納帳、預金出納帳

簡易簿記の場合

現金出納帳、売掛帳、買掛帳、経費帳

四 その他補償額の算定に必要となるもの

2 個人が営業主体である場合の営業に関する調査は、前項に準じて行うものとする。

3 仮営業所に関する調査を指示されたときは、次の各号による調査を行うものとし、調査の結果、

仮営業所として適當なものが存しないと認めるときは、その旨を監督員に報告するものとする。

- 一 仮営業所設置場所の存在状況並びに賃料及び一時金の水準
- 二 仮営業所用建物の存在状況並びに賃料及び一時金の水準
- 三 仮設組立建物等の資料のリースに関する資料

4 前3項の調査に当たっては、中部用対の定める営業調査算定要領により行うものとする。

(居住者等に関する調査)

第94条 居住者等に関する調査は、世帯ごとに次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- 一 氏名、住所（建物番号、室番号）
- 二 居住者の家族構成（氏名、生年月日）
- 三 住居の占有面積及び使用の状況
- 四 居住者が当該建物の所有者でない場合には、貸主の氏名等、住所等、賃料その他の契約条件、契約期間、入居期間及び定期借家契約である場合にはその期間

五 その他必要と認められる事項

2 居住以外の目的で建物を借用している者に対しては、前各号に掲げる事項に準じて調査するものとする。

3 前2項の調査は、賃貸借契約書、住民票等により行うものとする。

(動産に関する調査)

第95条 動産に関する調査は、世帯ごとに次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- 一 所有者の氏名等及び住所等（建物番号、室番号）
- 二 動産の所在地
- 三 住居又は店舗等の占有面積及び収容状況。ピアノ、美術品、金庫等で特別な取扱いを必要とするものについては、個別に調査する。
- 四 一般動産については、品目、形状、寸法、容量、重量
- 五 その他必要と認める事項

第2節 調査書の作成

(調査書の作成)

第96条 前3条の調査に係る調査書は、次に掲げる調査表に所定の事項を記載することにより作成するものとする。

- 一 営業調査表（様式第32号の1から第32号の4）
- 二 居住者等調査表（様式第33号）
- 三 動産調査表（様式第34号）

第3節 算 定

(補償額の算定)

第97条 営業に関する補償額の算定は、監督員から営業補償の方法につき指示を受けるほか、建物及び工作物の移転料の算定業務が当該請負契約の対象とされていないときは、これらの移転工法の教示を得た上で、行うものとする。

- 2 前項の場合において、仮営業所設置費用を算定するときは、仮営業所の設置方法について監督員の指示を受けるものとする。
- 3 動産移転料の算定は、前条で作成した調査書を基に行うものとする。この場合において、美術品等の特殊な動産で、専門業者でなければ移転料の算定が困難と認められるものについては、専門業者の見積書を徴するものとする。
- 4 第1項の補償額の算定に当たっては、中部用対の定める営業調査算定要領により行うものとする。

第8章 消費税等調査

(消費税等に関する調査等)

第98条 消費税等に関する調査等とは、土地等の権利者等の補償額の算定に当たり消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の額の補償額への加算の要否又は消費税等相当額の補償の要否の調査及び判定等を行うことをいう。ただし、権利者が国の機関、地方公共団体、消費税法別表第三に掲げる法人又は消費税法第2条第7号に定める人格のない社団等であるときは、適用しないものとする。

(調査)

第99条 土地等の権利者等が消費税法第2条第4号に規定する事業者であるときの調査は、次に掲げる資料のうち消費税等の額又は消費税等相当額の補償の要否を判定等するために必要な資料を収集することにより行うものとする。

- 一 前年又は前事業年度の「消費税及び地方消費税確定申告書（控）」
 - 二 基準期間に対応する「消費税及び地方消費税確定申告書（控）」
 - 三 基準期間に対応する「所得税又は法人税確定申告書（控）」
 - 四 消費税簡易課税制度選択届出書
 - 五 消費税簡易課税制度不適用届出書
 - 六 消費税課税事業者選択届出書
 - 七 消費税課税事業者選択不適用届出書
 - 八 消費税課税事業者届出書
 - 九 消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書
 - 十 法人設立届出書
 - 十一 個人事業の開廃業等届出書
 - 十二 消費税の新設法人に該当する旨の届出書
 - 十三 その他の資料
- 2 受注者は、前項に掲げる資料が存しない等の理由により必要な資料の調査ができないときは、速やかに、監督員に報告し、指示を受けるものとする。

(補償の要否の判定等)

第100条 消費税等に関する調査書は、第99条の調査結果を基に作成するものとする。

- 2 調査書は、消費税等相当額補償の要否判定フロー（「公共事業の施行に伴う損失の補償等に関する消費税及び地方消費税の取扱いについて」（平成9年4月1日事務局長通知）別添 - 5参考）により、補償の要否を判定（課税売上割合の算定を含む。）するものとし、消費税等調査表（様式第35号）を用いて、作成するものとする。この場合において、消費税等調査表によることが不適當又は困難と認めたときは、当該調査表に代えて判定理由等を記載した調査表を作成するものとする。

第9章 予備調査

第1節 調査

(予備調査)

第101条 予備調査とは、工場、店舗、営業所、ドライブイン、ゴルフ練習所等で大規模なもの（以下「工場等」という。）の敷地が取得等の対象となる場合で、従前の機能を残地において回復させることの検討が必要であると認められるもの等について、建物等の調査に先立ち当該工場等の企業内容、使用実態、土地の取得等に伴う建物等の影響の範囲及び想定される概略の移転計画（レイアウト）案の作成に必要な事項の調査を行うことをいう。

(企業内容等の調査)

第102条 予備調査に係る工場等の企業内容等の調査は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- 一 名称、所在地及び代表者名
- 二 業種及び製造、加工又は販売等の主な品目
- 三 所有者又は占有者の組織
- 四 他に工場等を有している場合には、他工場等と当該工場等との関係
- 五 財務状況
- 六 原材料、製品又は商品の主な仕入先又は販売先（得意先）
- 七 製品等の製造、加工又は販売等の工程（図式化したもの）
- 八 その他移転計画案の検討に必要と認める事項

(敷地使用実態の調査)

第103条 予備調査に係る工場等の敷地の使用実態の調査は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- 一 敷地面積及び形状、土地の取得等の範囲及び面積、残地の面積及び形状
- 二 用途地域等の公法上の規制
- 三 各建物の位置、構造、階数、建築面積、延べ床面積、建築年月及び用途（使用実態）
- 四 敷地内の使用状況等
 - （1）屋外に設置されている機械設備、生産設備及び附帯工作物のうち特に必要と認めるものの位置、形状、寸法、容量等
 - （2）駐車場の位置及び収容可能台数
 - （3）原材料、製品等の置場の位置、形状、寸法及び原材料、製品等の品目、数量
 - （4）工場立地法（昭和34年法律第24号）に基づく緑地の位置及び面積
- 五 前条第7号の製品等の製造、加工又は販売等の工程と建物等の配置との関係
- 六 その他移転計画案の検討に必要と認める事項
- 七 敷地内の使用状況の概要が把握できる写真的撮影

(建物調査)

第104条 予備調査に係る建物の調査は、前2条の調査結果を基に土地等の取得等の対象となる範囲に存する建物及び従前の機能を回復するために関連移転の検討の対象とする建物について、第60条から第62条に準ずる方法により行うものとする。この場合における構造概要、立面、建築設備等の調査は、概算による推定再建築費の積算が可能な程度に行うものとする。

- 2 前項の関連移転の検討の対象とする建物を定めるにあたっては、監督員の指示を受けるものとする。
- 3 写真の撮影は、建物の概要を把握できるよう行うものとする。

(機械設備等調査)

第105条 予備調査に係る機械設備、生産設備及び附帯工作物の調査は、前条に準じて行うものとする。

- 2 写真の撮影は、主たる機械設備等の概要を把握できるよう行うものとする。

第2節 調査書等の作成

(企業概要書)

第106条 企業内容等の調査書は、第102条の調査結果を基に企業概要書(様式第36号の1)を用いて、作成するものとする。

(配置図)

第107条 予備調査に係る工場等の配置図は、当該工場等の敷地のうち予備調査の対象とした範囲について、第103条の調査結果を基に次の各号により作成するものとする。ただし、当該工場等の敷地が広大な場合で敷地全体の配置図等が権利者から提供されたときは、これを使用することができる。

- 一 建物、屋外の主たる機械設備及び生産設備、原材料置場、駐車場、通路、緑地等の位置(又は配置)
- 二 製品等の製造、加工又は販売等の工程
- 三 縮尺は、500分の1又は1,000分の1

(建物、機械設備等の図面作成)

第108条 予備調査に係る工場等の建物及び機械設備等の図面は、概算による推定再建築費等の積算が可能な程度の平面図及び立面図等を必要最小限度作成するものとする。

(移転計画案の作成)

第109条 予備調査に係る工場等の移転計画案は、第102条から第105条の調査結果を基に、次の各号に掲げる内容で2又は3案を作成するものとする。この場合において、残地が建物等の移転先地として基準細則第15第1(四)第一号から第三号までの要件に該当するか否かの検討を行うものとする。

- 一 製品等の製造、加工又は販売等の工程の変更計画
- 二 建物、機械設備等の移転計画

- 三 照応建物に係る建物の構造、規模、階数等の概要
 - 四 建物、機械設備等の移転工程表
 - 五 移転計画図（縮尺500分の1又は1,000分の1）
 - 六 移転工法（計画）案検討概要書（様式第36号の2）
 - 七 移転工法（計画）各案の比較表（様式第36号の3）
- 2 前項の検討にあたり、照応建物の推定再建築費は第108条に定める図面のほか、次の各号に掲げるものを作成し、積算するものとする。
- 一 照応建物についての計画概要表（様式第31号の1、第31号の2）
 - 二 面積比較表（様式第31号の3）
 - 三 平面（間取り）の各案についての計画概要比較表（様式第31号の4）

第3節 算 定

（補償概算額の算定）

第110条 前条で作成する移転計画案（2又は3案）の補償概算額の算定は、第106条、第107条、第108条及び第109条で作成した調査書及び図面を基に行うものとする。

第10章 移転工法案の検討

第1節 調査

(移転工法案の検討)

第111条 移転工法案の検討とは、工場等の敷地の一部が取得等の対象となる場合において、当該敷地に存在する建物等の機能の全部又は一部を残地において回復するための通常妥当とする移転方法等の案を検討することをいう。

(企業の内容等の調査)

第112条 工場等の企業内容等の調査は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。ただし、第106条の調査書の貸与を受けた場合には、その調査書を基に調査を行うものとする。

- 一 名称、所在地及び代表者名
- 二 業種及び製造、加工又は販売等の品目
- 三 所有者又は占有者の組織
- 四 他に工場等を有している場合には、他工場等と当該工場との関係
- 五 財務状況
- 六 原材料、製品又は商品の主な仕入先又は販売先（得意先）
- 七 製品等の製造、加工又は販売等の工程（図式化したもの）
- 八 その他移転工法案の検討に必要と認める事項

(敷地使用実態の調査)

第113条 工場等の敷地の使用実態の調査は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。ただし、第103条の調査結果資料の貸与を受けた場合には、その資料を基に調査を行うものとする。

- 一 敷地面積及び形状、土地の取得等の範囲及び面積、残地の面積及び形状
- 二 用途地域等の公法上の規制
- 三 各建物の位置、構造、階数、建築面積、延べ床面積、建築年月及び用途（使用実態）
- 四 敷地内の使用状況等
 - (1) 屋外に設置されている機械設備、生産設備及び附帯工作物のうち、特に必要と認められるものの位置、形状、寸法、容量等
 - (2) 駐車場の位置及び収容可能台数
 - (3) 原材料、製品等の置場の位置、形状、寸法及び原材料、製品等の品目、数量
 - (4) 工場立地法（昭和34年法律第24号）に基づく緑地の位置及び面積
- 五 前条第7号の製品等の製造、加工又は販売等の工程と建物等の配置との関係
- 六 その他移転工法案の検討に必要と認める事項
- 七 敷地内の使用状況の概要が把握できる写真的撮影

第2節 調査書等の作成

(企業概要書)

第114条 企業内容等の調査書は、第112条の調査結果を基に企業概要書(様式第36号の1)を用いて、作成するものとする。

(移転工法案の作成)

第115条 工場等の移転工法案は、第58条から第66条まで、第68条、第112条及び第113条の調査結果を基に、次の各号に掲げる内容で、2又は3案を作成するものとする。この場合において、残地が建物等の移転先地として基準細則第15第1(四)第一号から第三号までの要件に該当するか否かの検討を行うものとする。

- 一 製品等の製造、加工又は販売等の工程の変更計画
 - 二 建物(残地内での関連移転又は残地外の土地への移転を必要とするものを含む。)、機械設備等の移転計画
 - 三 照応建物に係る建物の構造、規模、階数等の概要
 - 四 建物、機械設備等の移転工程表
 - 五 移転計画図(縮尺500分の1又は1,000分の1)
 - 六 移転工法(計画)案検討概要書(様式第36号の2)
 - 七 移転工法(計画)各案の比較表(様式第36号の3)
- 2 前項の検討にあたり照応建物の推定建築費は、概算額によるものとし、次の各号に掲げるもののほか、概算額の積算に必要な平面図及び立面図を必要最小限度作成するものとする。なお、監督員から、当該照応建物の詳細な設計による推定建築費の積算を指示された場合は、これに必要な図面を作成し、積算するものとする。
- 一 照応建物についての計画概要表(様式第31号の1、第31号の2)
 - 二 面積比較表(様式第31号の3)
 - 三 平面(間取り)の各案についての計画概要比較表(様式第31号の4)

(補償額の比較)

第116条 前条の移転工法案を作成したときは、基準細則第15第1(四)第四号に定める補償額の比較を行うものとする。

- 2 第1項の検討にあたり、当該請負契約に対象とされていない補償項目に係わる見積額は、監督員から教示を得るものとする。

第11章 再算定業務

(再算定業務)

第117条 再算定業務とは、建物等の移転補償額について再度算定する（再調査して算定する場合を含む。）ことをいう。

(再算定の方法)

第118条 建物等の移転補償額の再算定は、次の各号の一に該当する場合を除くほか、従前の移転工法及び移転補償額の算定方法により行うものとする。

- 一 移転補償額の算定項目、算定方法等に係る基準、基準細則又は調査積算要領等が改正されている場合には、改正後の基準等により算定する。
- 二 再調査の結果が現調査表の内容と異なる場合は、再調査の結果に基づき移転補償額を算定する。この場合における移転工法は、監督員の指示による。

第12章 補償説明

(補償説明)

第119条 補償説明とは、権利者に対し、土地の評価（残地補償を含む。）の方法、建物等の補償方針及び補償額の算定内容（以下「補償内容等」という。）の説明を行うことをいう。

(概況ヒアリング)

第120条 受注者は、補償説明の実施に先立ち、監督員から当該事業の内容、取得等の対象となる土地等の概要、移転の対象となる建物等の概要、補償内容、各権利者の実情及びその他必要となる事項について説明を受けるものとする。

(現地踏査等)

第121条 受注者は、補償説明の対象となる区域について現地踏査を行い、現地の状況等を把握するものとする。

2 受注者は、現地踏査後に補償説明の対象となる権利者等と面接し、補償説明を行うことについての協力を依頼するものとする。

(説明資料の作成等)

第122条 権利者に対する説明を行うに当たっては、あらかじめ前2条の結果を踏まえ、次の各号に掲げる業務を行うものとし、これら業務が完了したときは、その内容等について監督員と協議するものとする。

- 一 当該区域全体及び権利者ごとの処理方針の検討
- 二 権利者ごとの補償内容等の整理

三 権利者に対する説明用資料の作成

(権利者に対する説明)

第123条 権利者に対する説明は、次の各号により行うものとする。

- 一 2名以上の者を一組として権利者と面接すること
 - 二 権利者と面接するときは、事前に連絡を取り、日時、場所その他必要な事項について了解を得ておくこと
- 2 権利者に対しては、前条において作成した説明用資料を基に補償内容等の理解が得られるよう十分な説明を行うものとする。

(記録簿の作成)

第124条 受注者は、権利者と面接し説明を行ったとき等は、その都度、説明の内容及び権利者の主張又は質疑の内容等を補償説明記録簿（様式第37号）に記載するものとする。

(説明後の措置)

第125条 受注者は、補償説明の現状及び権利者ごとの経過等を、必要に応じて、監督員に報告するものとする。

- 2 受注者は、当該権利者に係わる補償内容等のすべてについて権利者の理解が得られたと判断したときは、速やかに監督員にその旨を報告するものとする。
- 3 受注者は、権利者が説明を受け付けない若しくは当該事業計画、補償内容等又はその他の事項で意見の相違等があるため理解を得ることが困難であると判断したときは、監督員に報告し、指示を受けるものとする。

第13章 事業認定申請図書等の作成

(事業認定申請図書等の作成)

第126条 事業認定申請図書等の作成とは、次の各号に掲げる図書の作成をいうものとする。

- 一 事業認定申請図書の作成
- 二 裁決申請図書の作成
- 三 明渡裁決申立図書の作成

(事業認定申請図書の作成)

第127条 事業認定申請図書の作成とは、土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）

第16条に規定する事業の認定を受けるため、法第18条の規定による事業認定申請書及び添付書類等を作成することをいう。

(事業計画の説明)

第128条 事業認定申請図書の作成に当たっては、当該事業認定申請に係る事業の目的、計画の概要及び申請区間等について監督員等から説明を受けるものとする。

(現地踏査)

第129条 事業認定申請図書の作成に当たっては、あらかじめ、事業認定申請に係る現地の踏査を行うものとする。

(起業地の範囲の検討)

第130条 起業地の範囲の検討は、事業認定申請区間に係る発注者が貸与する事業計画図を基に、本体事業、附帯事業又は関連事業ごとに行うものとする。

2 前項による事業認定申請の範囲を検討したときは、監督員と協議するものとする。

(事業認定申請図書の作成方法)

第131条 事業認定申請図書は、法第18条及び法施行規則(昭和26年建設省令第33号。以下「規則」という。)第2条並びに第3条に定めるところに従うほか、中部用対の定める事業認定申請図書作成要領により作成するものとする。

(事前相談用資料の作成方法)

第132条 事業認定申請図書の事前相談用資料の作成は、前条の定めるところにより、法第20条の事業の認定の要件すべてに該当するように記載するものとする。この場合において、事前相談に必要と認める参考資料をあわせて作成するものとする。

(事前相談用資料の提出)

第133条 受注者は、前条の事前相談用資料の作成が完了したときは、速やかに、監督員に当該資料を提出するものとする。

(本申請図書の作成)

第134条 事業認定機関との事前相談の完了に伴う本申請図書の作成は、監督員の指示により事前相談用資料を修補し、又は補足資料を整備して行うものとする。

(裁決申請図書の作成)

第135条 裁決申請図書の作成とは、法第40条に規定する裁決申請図書及びこれに関連する参考資料を作成することをいう。

(現地踏査)

第136条 裁決申請図書の作成に当たっては、あらかじめ、裁決申請に係る現地の踏査を行うものとする。

(裁決申請図書の作成方法)

第137条 裁決申請図書は、法第40条及び規則第16条並びに第17条に定めるところに従うほか、監督員が別途指示する作成要領等により作成するものとする。

(明渡裁決申立図書の作成)

第138条 明渡裁決申立図書の作成とは、法第47条の3に規定する明渡裁決申立図書及びこれに関連する参考資料を作成することをいう。

(現地踏査)

第139条 明渡裁決申立図書の作成に当たっては、あらかじめ、明渡裁決申立に係る現地の踏査を行うものとする。

(明渡裁決申立図書の作成方法)

第140条 明渡裁決申立図書は、法第47条の3及び規則第17条の6並びに第17条の7に定めるところに従うほか、監督員が別途指示する作成要領等により作成するものとする。

第14章 写真台帳の作成

(写真台帳の作成)

第141条 受注者は、第6章、第7章、第9章及び第10章に定める調査等と併せて、次の各号に定めるところにより写真を撮影し、所有者ごとに写真台帳を作成するものとする。

- 一 第6章に定める調査等と併せて行う写真の撮影は、調査区域の概況が容易にわかるものとする。
 - 二 第6章及び第7章に定める調査等と併せて行う写真の撮影は、建物の全景及び建物の主要な構造部分並びに建物が存在する周囲の状況並びに建物以外の土地に定着する主要な工作物が容易にわかるものとする。
 - 三 第7章に定める調査のうち、動産に関する調査と併せて行う写真の撮影は、第95条第3号及び第4号の動産の種類等が容易にわかるものとする。
 - 四 第7章に定める調査等と併せて行う写真の撮影は、営業商品の陳列状況、生産の稼動状況、原材料及び生産品等が容易にわかるものとする。
 - 五 第9章及び第10章に定める調査等と併せて行う写真の撮影は、監督員の指示により前各号に準じて行うものとする。
- 2 写真台帳には、写真を撮影した付近の建物配置図等の写しを添付し、建物等の番号を付記するとともに、撮影の位置及び方向並びに写真番号を記入するものとする。
- 3 写真台帳の作成に当たっては、撮影年月日等の記載事項及び撮影対象物の位置その他必要と認められる事項を明記し、写真撮影に従事した者の記名押印をするものとする。

第15章 土地調書及び物件調書の作成等

(土地調書等の作成)

第142条 受注者は、第3章、第4章、第6章及び第7章に定める業務の成果品により、土地調書（様式第38号）及び物件調書（様式第39号）を作成するものとする。

第16章 検証

(検証)

第143条 受注者は、受注に係る業務がすべて完了したときは、各成果品について十分な検証（受注者が、受注に係る業務の成果品の瑕疵を防止するため、当該成果品を発注者に提出する前に、発注者の指示に従った成果品が完成しているかどうかを点検及び修補することをいう。以下同じ。）を行わなければならない。この場合において、成果品の検証を行った者は、第17条に定める成果品のうち地図の転写図及び土地の実測平面図については、各葉ごとに、その他については、表紙の裏面に検証を行った者の資格及び氏名を記載し押印するものとする。

2 第3章から前章までに定める業務について、前項の検証業務は、主任技術者が行うものとする。

別記1（第50条関係）

土地現地調査報告書作成要領

共通事項

- 1 この調査報告書は、土地の表示に関する登記の官公署の嘱託に当たり、現地での申請物件の特定及び嘱託に係る事実に関し、調査、確認した経緯、結果等をとりまとめて明らかにするものであり、原則として1筆の土地ごとに1調査報告書用紙を用いて作成するものとする。ただし、数筆の土地を一括して嘱託する場合において、調査、確認した経緯、結果等の内容が同一であるときは、関係する土地をとりまとめて1調査書用紙により作成して差し支えない。
- 2 各欄中、該当する項目の□の中にレ点の印を付ける。該当項目が複数ある場合は、それぞれの項目にレ点の印を付ける。該当項目の表示がない場合は、その他にレ点の印を付け、その括弧内に必要事項を記載する。なお、当該箇所に記載できない場合には、備考欄に(ア)(イ)(ウ)等の適宜の符号を冠記して関係事項を記載し、該当欄に例えば「備考欄(ア)記載のとおり。」と記載して相互の関係を明らかにするものとする。
- 3 該当項目にレ点の印を付しただけでは説明が困難又は相当でないときは、現況写真又は法務局備付地図等の写し、地積測量図の写し、その他の図面等を利用して簡明に説明した上、これを調査報告書につづるものとする。この場合、該当欄には例えば「別添図面のとおり。」又は「別添現況写真（調査報告書につづった資料名を記載）参照」のように記載する。
- 4 作成年月日は、調査報告書を作成した日を記載する。
- 5 用地担当課長名は、調査報告書に係る土地の調査、測量等を担当した部署の課長名を記載するものとする。
- 6 担当者名は、調査報告に係る土地の現地における調査、立会い（立会人の本人確認を含む）等を行った担当者名を記載するものとし、複数の者が担当した場合は、主たる者を記載する。なお、土地の現地における調査、立会い等及び嘱託登記を社団法人三重県公共嘱託登記土地家屋調査士協会に委託した場合は、「社団法人三重県公共嘱託登記土地家屋調査士協会 社員 土地家屋調査士 氏名何某 職印」と記載する。

[各欄の記載]

- 1 登記の目的欄
申請する登記の目的を記載する。
- 2 申請対象土地欄
申請する土地の登記記録上の所在、地番、地目及び地積を記載する。なお、数筆の土地を一括申請する場合において、調査、確認した経緯、結果等の内容が同一であるときは、関係する土地の地番、地目及び地積を併記する。
- 3 地域区分欄
不動産登記規則第10条第2項による地域区分を記載する。
- 4 地図等の分類・種類欄
申請対象土地の管轄登記所備付地図等による分類及び種類を記載する。

5 所有権確認資料欄

申請する土地の所有権に関し、所有者又は利害関係人等の所有権を証する情報等について確認した資料を記載する。

6 申請土地の確認欄

申請する土地の特定に関し、確認した資料及び現地での調査を記載し、地図等における土地の位置及び形状と現地におけるそれとの整合性を記載する。

7 現況及び利用状況欄

申請する土地の現況、利用状況、利用目的及び占有状況について調査した結果を記載する。

8 筆界に関する情報

(1) 筆界調査の方法欄

境界調査のため利用した資料等を記載する。

(2) 境界標等の種類欄、同既設・新設欄及び同位置欄

現地に設置されている境界標の種類及び既設・新設を記載し、その位置を図面で表示する。なお、図面による表示例は別紙参考図のとおりであり、表示する境界標は種類欄の境界標の（ ）で記載した記号により表記して差し支えない。

9 民有地の立会人及び本人確認方法等欄

対象土地の筆界の調査に関し、立会いが行われた結果及び立会人の本人確認方法を記載する。立会人の本人確認方法は、該当する確認方法の番号を記載すれば足り、調査報告書にその写し等を併せて提供する必要はない。立会人氏名及び立会年月日は、同一筆界について複数人、複数回において行われている場合、最終的に筆界を確認した際の立会人及び立会年月日を記載すれば足りる。

なお、これら境界立会の方法及び結果等を記録した境界立会調書等の写しをもって代えることができる。この場合は、別添「境界立会調書の写しのとおり」として調査報告書につづるものとする。

10 公有地の立会確認者欄

対象土地に公有地が含まれる場合の立会いについて、立ち会った官公署の職員の所属、官職、氏名及び立会年月日を記載する。なお、同一官公署において、その所管を異にする部署の立会いを求めた場合も同様に記載する。

11 測量・求積の方法等欄

(1) 基本三角点等欄

不動産登記規則第77条第1項7号により基本三角点等に基づく測量を行った場合に使用した基本三角点等を記載する。なお、その位置については、当該基本三角点等の「点の記」の写しを提供するか又は8 (2) の境界標等の位置を表示した図面等を用いて基本三角点等の名称及びその座標値を表示する（不動産登記事務取扱手続準則第50条第1項）。

(2) 恒久的地物欄

不動産登記規則第77条第1項7号により基本三角点等に基づく測量ができない特別の事情がある場合に近傍の恒久的地物に基づく測量を行った場合は、使用した当該地物の名称、概略図及びその座標値を8 (2) の境界標等の位置を表示した図面等を用いて表示する（不動産登記事務取扱手続準則第50条第2項）。

(3) 観測方法、求積方法、座標系欄

申請する土地の地積、筆界点の位置を明らかにするため調査・測量を実施した場合は、その方法、使用機器、求積の方法及び座標系並びに測量年月日を記載する。

(4) 許容誤差欄

地積測量図を作成するための測量における誤差の限度を明らかにするため、不動産登記規則第77条第4項において準用する第10条第4項の規定による地域区分、精度区分を記載する。

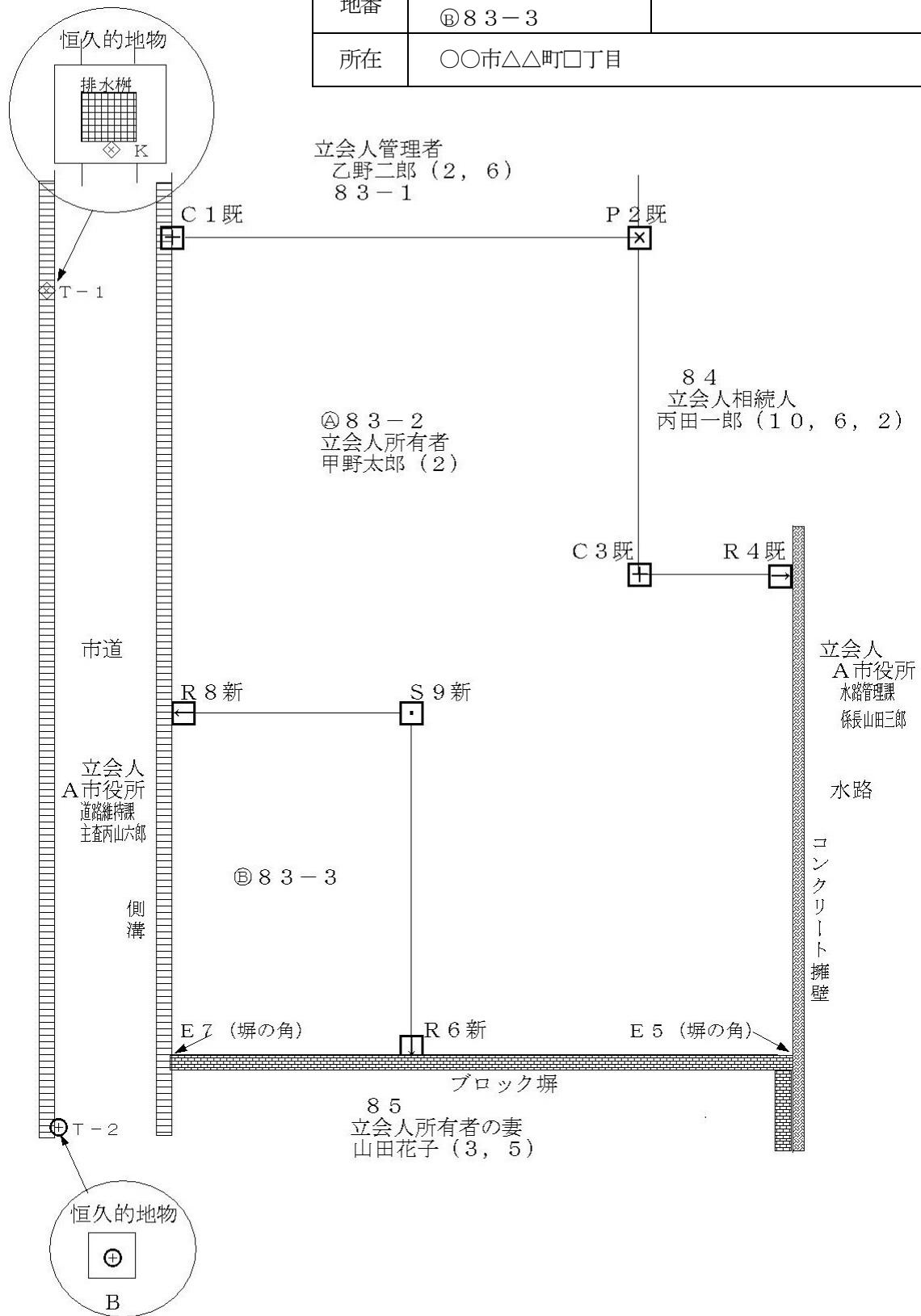
なお、この許容誤差は、分筆前の地積を基準にすることから（不動産登記準則第72条第1項）これを超えるときは併せて地積更正の登記をする必要があるため、その有無を記載する。

12 備考欄

備考欄には、該当事項欄に記載できない事項のほか、参考となる事項等を記載する。

参考図

地番	Ⓐ 83-2 Ⓑ 83-3
所在	○○市△△町□丁目



注 土地所在図、地積測量図などを参考図として利用しても差し支えない。

成 果 品 一 覧 表

- 1 各成果品の提出部数は原紙、原図のほか、正副各1部とする。ただし、特記仕様書に電子納品の定めがある場合、又は監督員の指示又は承認を受けた場合は「三重県C A L S電子納品運用マニュアル(案)」によるものとする。
- 2 成果品は、仕様書及び特記仕様書に指示する成果品を提出するものとする。

業 務 区 分	成 果 品 の 名 称	規 格 等	備 考
権利調査	地図の転写	転 写 図	不動産登記法14条地図又は公図の転写
	土地の登記記録の調査	土地の登記記録調査表(一覧)	様式第20号の1
		土地の登記記録調査表	様式第20号の2
	建物の登記記録の調査	建物の登記記録調査表(一覧)	様式第21号の1
		建物の登記記録調査表	様式第21号の2
	墓地管理者の調査	墓地管理者調査表 墓地使用(祭祀)者調査表	様式第22号の1 様式第22号の2
用地測量	転写連続図作成	転 写 連 続 図	位置関係を整合させた公図の連続図・取得予定線を記入
	地積測量図転写	地 積 測 量 図	分筆されているときは写しを添付する
	境界確認	立会確認書 用地測量(境界確認) 立会一覧表	様式第24号 様式第23号
	補助基準点測量	基準点成果表、基準点網図、観測手簿、計算簿、点の記、基準点精度管理表	
	境界測量	基準点一覧表(使用部分)、境界測量観測手簿	
	境界点間測量	境界測量精度管理表	
用地実測	用地境界仮杭設置	杭設置箇所表示図	用地実測図を基に作成
	現況測量	用 地 実 測 図	家屋・工作物の位置
	用地実測図作成	用 地 実 測 図	ポリエスチルシートA1300番、縮尺1/250を標準とする。

用地測量	用地平面図作成	用 地 平 面 図		ポリエステルシート A1300 番、縮尺1/500を標準とする。
	面 積 計 算	面積計算は用地実測図余白に記載する。		座標法による。
		取得用地一覧表		様式第25号
	土地現地調査報告書作成	土地現地調査報告書参考図		様式第26号の1 様式第26号の2
	復元測量	復元箇所位置図、復元箇所座標又は観測手簿		写真を含む。
	永久境界埋設	埋設位置図 埋設位置座標		写真を含む。幅杭等一覧表
土地評価	土地評価	同一状況地域区分図		
		取引事例地等調査表		
		収益事例又は造成事例調査表		
		判定理由書		
		格差判定基準表		
		標準地調査書		添付図面を含む
		標準地評価調書(案)		
		比準調書(案)		
		残地補償金算定調書(案)		
		上記のほか、「土地評価事務処理要領」「土地評価業務処理要領」による。		
建物等の調査	木造建物〔I〕の調査	配 置 図	A3 1/100又は1/200	
		平 面 図	A3 1/100	
		立 面 図	A3 1/100	
		屋 根 伏 図	A3 1/100	
		建築設備位置図 (電気設備)	A3 1/100	
		建築設備位置図 (給水・給湯設備)	A3 1/100	

建 物 等 の 調 査	木造建物〔I〕 の 調 査	建築設備位置図 (屋内・排水設備)	A3 1/100	
		建築設備位置図 (屋外・排水設備)	A3 1/100又は1/200	
		建築設備位置図 (上記以外の建築設備)	A3	必要に応じて作成
		写真撮影方向図	1/100又は1/200	
		木造建物〔I〕 調査表		木造建物〔I〕数量計算書を含む
		木造建物〔I〕推定再建築費計算書		
		建物移転料計算書		曳家工事費計算書、取りこわし直接工事費計算書、建物現在価額計算書を含む
	木造建物〔II〕 及び木造建物〔III〕の調査	木造建物〔I〕に準ずるほか下記図面を作成する。		
		基礎伏図	A3 1/100	
		床状図	A3 1/100	
		軸組図	A3 1/100	
		小屋伏図	A3 1/100	
	木造特殊建物 の 調 査	木造建物〔I〕に準ずるほか下記図面を作成する。		
		基礎伏図	A3 1/100	
		床状図	A3 1/100	
		軸組図	A3 1/100	
		小屋伏図	A3 1/100	
		断面図(矩計図)	A3 1/50	
	非木造建物〔I〕 及び〔II〕調査	その他の詳細図		必要に応じて作成
		建物概要		
		平面図	A2 1/50~1/100	

建 物 等 の 調 査	非木造建物〔I〕 及び〔II〕調査	構 造 詳 細 図	断面図	A2 1/50~1/100	
			杭地業想定 設計図	A2 1/20~1/100	
			根切想定 設計図	A2 1/20~1/100	統計値を使用して算定を行う場合には作成する必要はない
			上部く体現状図	A2 1/20~1/100	統計値を使用して算定を行う場合には作成する必要はない
			立面図	A2 1/50~1/100	
		立面 図 他	写真方向撮影図	A2 1/50~1/100	
			配置図	A2 1/100~1/250	
		その 他 調 査 書	仕上表	A2	
			面積表	A2	
			建具表	A2	
		電 気 設 備	器具一覧表		
			器具配置図	A2 1/50~1/100	
			受変電設備図	A2 1/50~1/100	
			幹線系統図	A2 1/50~1/100	
			動力設備系統図	A2 1/50~1/100	
		給 排 水 衛 生 設 備	器具一覧表		
			器具配置図	A2 1/50~1/100	
			消防設備系統図	A2 1/50~1/100	
			汚水処理設備図	A2 1/50~1/100	
		空 氣 調 和 設 備	器具一覧表		
			器具配置図	A2 1/50~1/100	
		昇 降 設 備	諸元表		

	非木造建物〔I〕 及び〔II〕調査	その他の設備		必要に応じて作成 積算に必要となる図面は上記以外でも適宜作成
		工事内訳明細書		
		建物移転料計算書		曳家工事費計算書、取りこわし直接工事費計算書、建物現在価額計算書等を含む
建 物 等 の 調 査	機械設備調査	機械設備調査表		
		機械設備位置図	A3 1/100又は1/200	
		電気設備図	A3 1/100又は1/200	
		配管設備図	A3 1/100又は1/200	
		機械基礎図	A3 1/50又は1/100	
		プロセスコンピュータ一設備図	A3 1/50又は1/100	必要に応じて作成
		写真撮影方向図	A3 1/100又は1/200	撮影困難な場合は姿図作成
		機械設備算定内訳書 及び機械設備直接工事費明細書		機械設備据付工数等計算書、機械設備運搬台数計算書、機械設備見積比較表を含む
		移転工法案の検討資料		製造工程図、動線配置図、移転工程表
調 査	生産設備調査	工作物調査表		様式第27号
		平面図		
		立面図		
		構造図		
		断面図		
		生産設備新設費 (移設費) 積算調査書		機械設備調査に準じて作成
庭園の調査		平面図		
		工作物調査表		様式第27号
		立竹木調査表		様式第29号

建物等の調査	墳墓の調査	工作物調査表		様式第27号
		墳墓配置図		
		墳墓調査表		様式第28号
立竹木の調査	立竹木の調査	立竹木調査表		様式第29号
		用材林管理程度 補正判定表		様式第30号の1
		用材林補償額算定書		様式第30号の2
営業その他の調査	営業調査	営業調査 総括表(1)		様式第32号の1
		営業調査 総括表(2)		様式第32号の2
		事業概況説明書		個人の場合は、営業概況書とする。
		確定申告書(写)		勘定科目内訳説明書(写)も添付する。
		損益計算書		個人の場合は、総勘定元帳(写)等とする。
		貸借対照表		個人の場合は、総勘定元帳(写)等とする。
		登記簿(法人・商業) の写し		
		固定資産台帳の写し		
		従業員調査表		様式第32号の3
		売場及び工場配置図		
		生産及び販売実績 調査表		
		設備、機械器具 調査表		
		受注又は顧客動向 調査表		
		在庫率及び回転率 調査表		
		得意先喪失調査表		
		移転広告費調査表		
		営業の権利調査表		

営業その他 の調査	営業調査	固定資産及び流動 資産調査表		
		仕入先調査表		様式第32号の4
		営業補償金額 総括表		
		事業所及び営業 概況書		
		営業補償 方法認定書		
		移転工法別経済 比較表		
		認定収益額 算定期表		
		固定的経費内訳表		
		固定的経費付属 明細書		
		固定資産の売却損 補償内訳表		
		人件費内訳表		
		移転広告費内訳表		
		移転工程表		
		損益計算書比較表		
居住者等に関する 調査	居住者等に関する 調査	居住者等調査表 (自家・家主用)		様式第33号の1
		居住者等調査表 (借家・借間用)		様式第33号の2
	動産に関する 調査	動産調査表		様式第34号
消費税等調査	消費税等調査表			様式第35号、表-1、表-2
予備 調査	企業概要書	企業概要書		様式第36号の1
	配置図	配置図	1/500又は1/1,000	
	建物、機械設備等の図面作成	平面図、立面図等		
	移転計画案の 作成	移転工程表		
		移転計画図	1/500又は1/1,000	
		移転工法(計画)案 検討概要書		様式第36号の2

予備調査	移転工法案の作成	移転工法(計画)各案の比較表		様式第36号の3
		計画概要表(検討資料)		様式第31号の1
		計画概要表		様式第31号の2
		面積比較表		様式第31号の3
		計画概要比較表		様式第31号の4
		写真撮影(使用状況)		
		移転計画図	1/500又は1/1000	
移転工法案の検討	移転工法案の作成	企業概要書		様式第36号の1
		移転工程表		
		移転計画図	1/500又は1/1,000	
		移転工法(計画)案検討概要書		様式第36号の2
		移転工法(計画)各案の比較表		様式第36号の3
		計画概要表(検討資料)		様式第31号の1
		計画概要表		様式第31号の2
		面積比較表		様式第31号の3
		計画概要比較表		様式第31号の4
補償説明	補償説明記録簿			様式第37号
事業認定申請図書等の作成				事業認定申請図書作成要領の定める所による。
写真台帳の作成	写真台帳			第6章、第7章、第9章、第10章に定める調査等と併せて作成する。
土地調書及び物件調書の作成	土地調書			様式第38号
	物件調書			様式第39号

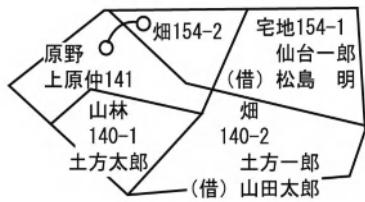
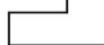
- (注) 1 その他積算に必要となる図面は、上記以外のものであっても適宜作成するものとする。
- 2 設備配置図には、借家人等が設置した建築設備についても、これが明らかになるよう別途の記号により記入するものとする。
- 3 設備配置図には、同種の建築設備と工作物がある場合は、色分け等により記入するものとする。

別表第1（第48条関係）用地実測図及び用地平面図表示記号

区分	記号		記号の表示の方法又は図例
	形状及び大きさ	線幅及び線色	
中心杭	3.0mm	黒 0.2	設置された杭を2.5mmで表示すること。 字名は4.5mm直立等線体で表示すること。 測量に係る土地を取得し、又は使用するに当たり、分筆を要するものであり、かつ、当該土地に左に掲げる境界線がない場合には、当該境界に代えて当該土地のうち取得し、又は使用する部分にそれ以外の部分との境界に存する適宜の境界点と近傍の恒久的物（幅杭を含む）との距離、角度等の位置関係を記載するものとする。
中心杭番号	No.5 2.0mm	黒 0.2	
用地境界仮杭及び用地幅杭	2.5	黒 0.15	
大字の境界	5.0 1.0 1.0	黒 0.35	
字の境界	3.0 2.0	黒 0.35	
土地の境界	—	黒 0.15	
土地の境界標イ石杭	2.0	黒 0.15	
ロコンクリート杭	2.0	黒 0.15	
ハ合成樹脂杭（フラスチック杭）	2.0	黒 0.15	
ニ不銹鋼杭（ステンレス杭）	2.0	黒 0.15	
ホ金属標（プレート）	2.0	黒 0.15	
ヘ金属鉛	2.0	黒 0.15	
ト木杭	2.0	黒 0.15	
チ刻印（ペイント）	2.0	黒 0.15	
リ計算点	1.0	黒 0.15	
一筆内の異なる権利の境界	— — — 0.8	赤 0.10	
一筆内の異なる地目の境界	赤 0.10	
一筆内の異なる占有者の境界	-----	緑 0.15	

(注) これにより難い場合は監督員と協議すること。

別表第1（第48条関係）用地実測図及び用地平面図表示記号

区分	記号		記号の表示の方法又は図例																												
	形状及び大きさ	線幅及び線色																													
地番	アラビア数字 左 横 書 字の高さ 2.0 字の間隔 2.0 	黒 0.15 黒 0.10 黒 0.15																													
同一所得者記号 所得者等氏名 <small>土地に関する権利(担保物件を除く)が設定されているときは権利の種類及び権利者の方名</small>	正方形直立等線体 字の大きさ 2.5 字の間隔 1.0 やむをえないときは縦書きとする。	黒 0.15																													
地目	字の大きさ 2.5 字の間隔 2.5以内	黒 0.15																													
流水の方向		黒 0.10																													
建物、工作物																															
木造		黒 0.15~0.35	無壁舎は破線をもって表示すること。																												
非木造		黒 0.35	表示は外側真形とする。																												
配電路線	 1.5	黒 0.15	柱の正位置を表示する。																												
送電路線		黒 0.15	外枠は支持物の敷地の実測 内枠は支持物の基礎を表示																												
通信路線	 1.5	黒 0.15	柱の正位置を表示する。																												
鉄道・軌道	 1.5	黒 0.15																													
その他の	 1.5	黒 0.15																													
井戸	 2.0	黒 0.15	名称[] <table border="1"><tr><td>業務名</td><td colspan="3"></td></tr><tr><td>箇所名</td><td colspan="3"></td></tr><tr><td>縮尺</td><td></td><td>図面番号</td><td></td></tr><tr><td>測量年月日</td><td>平成</td><td>年</td><td>月 日</td></tr><tr><td>受注者</td><td colspan="3"></td></tr><tr><td>調査者</td><td>計算者</td><td>検査者</td><td>照合者</td></tr><tr><td>印</td><td>印</td><td>印</td><td>印</td></tr></table>	業務名				箇所名				縮尺		図面番号		測量年月日	平成	年	月 日	受注者				調査者	計算者	検査者	照合者	印	印	印	印
業務名																															
箇所名																															
縮尺		図面番号																													
測量年月日	平成	年	月 日																												
受注者																															
調査者	計算者	検査者	照合者																												
印	印	印	印																												
肥料槽	 2.0	黒 0.15																													
貯水槽	 2.0	黒 0.15																													
業務箇名 所名 縮尺 測量年月日 受注者等	縦 6.5cm 横 10.0cm	黒																													

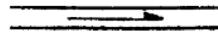
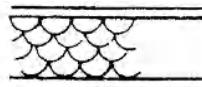
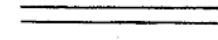
(注) 鑑定図についても当該表示記号を準用する。

別表第2（第60条関係）建物平面図等表示記号

平面表示記号は、次の表により原則として縮尺1/50～200に用いる。表にないものについては、尺度に応じ実形を書き、所要の説明を記入する。

表示事項	表示記号	表示事項	表示記号	表示事項	表示記号	表示事項	表示記号
方 位 矢印方向は北を示す		伸縮間仕切		※ドアチェック		※熱感知器	
出入口 建物主要出入口の位置を表示する		両引き戸		※フロアーヒンジ		※自動閉鎖装置	
出入口一般		引違戸 片引き戸(I)		※オートヒンジ		※連動制御器操作部を有するもの	
両開き戸		片引き戸(II)		※常時閉鎖式防火戸		※非常用進入口	
片開き戸		引込戸		※防火戸		窓一般	
自由戸		雨戸				両開き窓	
回転戸		網戸		※防火シャッター		方開き窓	
折りたたみ戸		シャッター		※煙感知器		回転窓	

表示事項	表示記号	表示事項	表示記号	表示事項	表示記号	表示事項	表示記号	
引違窓 片引き窓		階段昇り表示	一般階		エレベーター		和式大便器	
格子付き窓			最下階		リフト		洋式便器	
網戸付き窓		スロープ昇り表示	一階段		水こう配 矢印方向は下り方向を示す		*屋内消火栓	
シャッター付き窓			最下階		ルーフドレン	 ※屋外消火栓	地上式	
*ブラインド付き窓		たてどい		洗面器・手洗器			地下式	
*カーテン付き窓			吹抜け					
郵便受け		ダクトスペース パイプシャフト エアーダクト ダストシート		小便器一般 隔板は必要に応じて記入する		※配水管 管径及び管種を略号で記入する		
室名札 手持		改め口		ストール			*排水溝 一般	

表示事項	表示記号	表示事項	表示記号	表示事項	表示記号
※排水樹水 雨污水水 トラップ 公共		斜面		※分電盤	
側溝 必要に応じ型 (L.U.V) を記入する	 矢印は流水方向を示す	芝張		※端子盤	
敷地境界		※石積擁壁			
境界石一般		※コンクリート 間知ブロック 積擁壁			
囲障一般 機種を記入する		※コンクリート 擁壁			
ベンチーク		※量水器			
ボーリング位置		※ガスマータ			
		※電気 マンホール			
		※電気 ハンドホール			

※印は必要ある場合の表示記号を示す。

(材料構造表示記号)

材料構造表示記号は、次の表により必要に応じ材料名及び仕上の種類を併記する。表にないものについては、尺度に応じ実形を書き所要の説明を記入する。

表示事項	表示記号			表示事項	表示記号			
	縮尺1/100の場合 〔縮尺1/200・1/300の場合はこれに準ずる〕	縮尺1/50の場合 〔縮尺1/30の場合はこれに準ずる〕	縮尺1/20の場合 〔縮尺1/10の場合はこれに準ずる〕		縮尺1/100の場合 〔縮尺1/200・1/300の場合はこれに準ずる〕	縮尺1/50の場合 〔縮尺1/30の場合はこれに準ずる〕	縮尺1/20の場合 〔縮尺1/10の場合はこれに準ずる〕	
コンクリ 鉄筋コンクリート				軽量鉄骨下地 間仕切壁			実形に準じて表示	
鉄骨				木 造 壁	管柱		実形に準じて表示する	
壁・床一般					片ふた柱			
軽量壁・床一般					通柱		実形に準じて表示する	
A L C			実形で準じて表示する		管柱			
コンクリート ブロック壁			実形に準じて表示する		間柱		実形に準じて表示する	
					通柱			
				既製間仕切 必要に応じ割付記入	鉄筋 コンクリート 造	(端部及び交点にのみ柱形を表示する)		実形に準じて表示する
					スタッド式			
					パネル式		実形に準じて表示する	

表示事項	表示記号			表示事項	表示記号		
	縮尺1/100の場合 〔縮尺1/200・1/300の場合はこれに準ずる〕	縮尺1/50の場合 〔縮尺1/30の場合はこれに準ずる〕	縮尺1/20の場合 〔縮尺1/10の場合はこれに準ずる〕		縮尺1/100の場合 〔縮尺1/200・1/300の場合はこれに準ずる〕	縮尺1/50の場合 〔縮尺1/30の場合はこれに準ずる〕	縮尺1/20の場合 〔縮尺1/10の場合はこれに準ずる〕
地盤				化粧材			
割栗				木材			
砂利・砂			実形に準じて表示する	構造材			
石材または擬石				補助構造材			
れんが			実形に準じて表示する	畳			
左官仕上げ				保温吸音材			
				網			

表示事項		表示記号		
		縮尺1/100の場合 (縮尺1/200・1/300の場合はこれに準ずる)	縮尺1/50の場合 (縮尺1/30の場合はこれに準ずる)	縮尺1/20の場合 (縮尺1/10の場合はこれに準ずる)
鉄筋 (構造用)	φ D			
	9 10		•	
	13		×	
	16		Ø	
	19		●	
	22		○	
	25		◎	
	28 29		⊗	
	32		◎	
リベット 高力ボルト (構造用) 径は工事ごとに選定する				
			+	

(建具開閉表示記号)

建具の開閉表示記号は、次の表による。表にないものについては、実形に応じた建具開閉表示記号を書き、所要の説明を記入する。

表示事項	表示記号	表示事項	表示記号	表示事項	表示記号
両引き		回転		はめころし	
引違い		内倒し		すべりだし	
片引き		つきだし		バランス	
両開き		上げ下げ		▪印は開き方向を示す	

(略号)

略号を使用する場合は、次の表による。表にないものについては、原則として略号を使用しない。

項目	表示事項	表示略号	表示事項	表示略号
一般	塔屋屋階	P R F	直径	d • ϕ
	塔屋1階	P 1 F	半径	r • R
	屋階(塔屋のないもの)	R F	縮尺	S
	3階中2階	3 F M F	センターライン	L
	中2階	M F	間隔	@
	1階、3階	1 F • 3 F	厚さ	⑦
	地下1階	B 1 F	ダクトスペース	D S
	幅	W • w	パイプシャフト	P S
	高さ	H • h	エアダクト	A D
	長さ	L • l	ダストシート	D S T
構造			基準地盤面	G L
			基準床面	F L
	鉄骨鉄筋コンクリート	S R C	トラス、トラスばり	T
	鉄筋コンクリート	R C	サブトラス	S T
	鉄骨	S	ラチス	L a t t
	軽量鉄骨	L G S	プレート	P L • P
	コンクリートブロック	C B	フラットバー	F B
	高温高压蒸気養生軽量 気泡コンクリート	ALC	あばら筋	S T P
			帯筋	H o o p
	床板	S	柱・はりの幅	b
	壁	W	柱・はりのせい	D
	柱	C	厚さ	t
	間柱	P		
	基礎	F		
造	布基礎	f		
	つなぎばり、基礎ばり	F G		
	大ばり	G		
	小ばり	B		

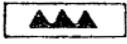
項目	表示事項	表示略号	表示事項	表示略号
材 料	調合ペイント塗り	O P	オイル塗りワックス拭き仕上げ	O F
	塩化ビニル樹脂エナメル塗り	V P	人造石研出し	人研
	アクリル樹脂エナメル塗り	A P	現場テラゾ塗り	現テラ
	フタル酸樹脂エナメル塗り	F P	石綿セメント板	
	合成樹脂エマル ショングペイント塗り	E P(1) E P(2)	フレキシブル板 平板 軟質板	石綿板(F) 石綿板(S) 石綿板(N)
	多彩模様塗料塗り	M P	吸音用あなあきせっこうボード	P G B
	合成樹脂エ マルション	S P	せっこうボード	G B
	砂壁状吹付け (内装用)		石綿けい酸カルシウム板	ケイカル板
	合成樹脂エマルション	リシン吹付け	フォームポリスチレン保温板	F P板
	砂壁状吹付け(外装用)		管類	
	化粧用セメント吹付け (外装用)		ビニル管	V
	油性ステイン塗り	O S	遠心力鉄筋	H
	クリヤラッカー塗り	C L	コンクリート管	R
	ラッカーエナメル塗り	L E	鉄筋	C
建 具	木製戸	W D	木製がらり	W G
	鋼製戸	S D	鋼製がらり	S G
	鋼製軽量戸	L D	アルミニウム製がらり	A G
	ステンレス製戸	S S D	ふすま	H
	アルミニウム製戸	A D	紙障子	P
	木製窓	W W	ドアチェック	D C
	鋼製窓	S W	フロアヒンジ	F H
	ステンレス製窓	S S W	ラバトリーヒンジ	L H
	アルミニウム製窓	A W	ピポットヒンジ	P H
	鋼製巻込みシャッター	S S	オートヒンジ	A H
	鋼製軽量シャッター	L S		

(機器表示記号)

電気、機械設備等の器材表示記号は、次の表による。

電 力 設 備

記 号	名 称	備 考
(電燈)		
	けい光燈 天井付	
	けい光燈 天井付 (発電機回路)	
	けい光燈天井付 (電池内蔵形) (非常用照明器具)	〔誘導灯との兼用器具 を含む。〕
	けい光燈 壁付	
	けい光燈 角形天井付	
	けい光燈 非常用照明器具 白熱燈組込	〔誘導灯との兼用器具 を含む。〕
	けい光燈 コードペンダント	位置ボックス2個とする。
	白熱燈 天井付	
	白熱燈 壁付	
	白熱燈 天井付 (発電機回路)	
	白熱燈 壁付 (発電機回路)	
	白熱燈 天井付 (非常用照明器具)	電池内蔵形又は電池 別置形誘導灯との兼 用器具を含む。
	白熱燈 壁付 (非常用照明器具)	電池内蔵形又は電池 別置形誘導灯との兼 用器具を含む。
	階段通路誘導灯	
	避難口誘導灯 廊下通路誘導灯	
●	埋込タンプラスイッチ 1P10A×1 (連用形)	15A以上は、傍記による。
●2	埋込タンプラスイッチ 2P10A×1 (連用形)	15A以上は、傍記による。
●3	埋込タンプラスイッチ 3W10A×1 (連用形)	15A以上は、傍記による。

記号	名称	備考
● 4	埋込タンプラスイッチ 4W10A×1 (連用形)	15A以上は、傍記による。
● L	埋込タンプラスイッチ 1P10A×1 (連用形) パイロットランプ付	15A以上は、傍記による。
● WP	埋込タンプラスイッチ 1P10A×1 (防水形)	15A以上は、傍記による。
● EX	埋込タンプラスイッチ 1P10A×1 (防爆形)	15A以上は、傍記による。
● R	リモコンスイッチ	
● RL	リモコンスイッチ パイロットランプ付	
⊗	セレクタースイッチ	回路数は、傍記による。 傍記Lは、パイロットランプ付を示す。
▲	リモコンリレー	
	リモコンリレー集合体	リレー数は、傍記による。
● A	自動点滅器	容量は、傍記による。
	調光器	容量は、傍記による。
● z	天井コンセント 2P15A×1 (抜け止め形)	2個以上は、傍記による。
●	床コンセント 2P15A×1	2個以上は、傍記による。
●	壁付コンセント 2P15A×2 (連用形)	1個又は3個以上は傍記による。
● 20A	壁付コンセント 2P20A×1	20A以上は、傍記による。 プラグ付とする。
● 3P	壁付コンセント 3P15A×1	3極以上は、傍記による。 プラグ付とする。
● E	壁付コンセント 2P15A×1 接地極付	プラグ付とする。
● WP	壁付コンセント 2P15A×1 (防水形)	(プラグ不要とする。)
● FC	ファンコイル用 壁付コンセント 2P15A×1 接地極付 (ツイストロック形)	(プラグ不要とする。)
● EX	壁付コンセント 2P15A×1 (防爆形)	プラグ、キャップ付とする。

記号	名称	備考
⑧ T	壁付コンセント 2 P 15A×1 (ツイストロック形)	プラグ付とする。
⑧ Σ	壁付コンセント 2 P 15A×1 抜け止め形	
[⑧ ⑧]	非常コンセント箱 埋込形	(消防法によるもの)
⑧ ET	壁付コンセント 2 P 15A×1 及び接地端子付 E T×1	
(機器)		
Ⓜ	電動機	別途
Ⓗ	電熱器	別途
♾	換気扇	別途
Ⓣ	サーモスタット	別途
Ⓗ	ヒューミディスタット	別途
⎓	整流器	容量は、傍記による。
[⎓ ⎓]	蓄電池	容量は、傍記による。
ⓂV	電磁弁	別途
ⓂV	電動弁	別途
[S]	開閉器箱	極数、容量、ヒューズ容量、 しゃ断電流容量は、傍記による。
Ⓜ · [S]	電流計箱付開閉器・電磁開閉器	
ⓂB	電磁開閉器用押釦	傍記Lは、パイロットランプ付を示す。
ⓂF	フロートスイッチ	別途
ⓂLF	フロートレススイッチ電極	別途 (電極数を傍記する)
ⓂP	圧力スイッチ	別途
[B]	配線用しゃ断器箱 (モーターブレーカー)	極数、フレーム大きさ、定格電流、 しゃ断電流容量は、傍記による。

記号	名称	備考
	電動機用配線用しや断器箱	極数、フレーム大きさ、電動機容量、しや断電流容量は、傍記による。
	電力量計（箱入又はフード付）	集合計器箱の場合は数を傍記する。
	電流制限器	電流は、傍記による。
	電流制限器（箱入）	電流は、傍記による。
	漏電警報器	
	漏電火災警報器	(消防法によるもの)
	ベル変圧器	容量、二次電圧は、傍記による。
	リコモン変圧器	容量、二次電圧は、傍記による。 漏れ形の場合はLを傍記する。
(盤)		
	電燈分電盤	二重枠のものは、耐熱保護とする。
	動力制御盤	
	電力分電盤	
(避雷針)		
	避雷針（突針）	立面図用
	避雷導線	材料の種類、大きさは、傍記による。接続点
	接地	材料の種別は、傍記による。
	接地抵抗測定用端子	
	接地用端子箱	形式は、傍記による。
(配管配線)		
	天井いんべい配線	

記号	名称	備考
---	床いんぺい配線	
-----	露出配線	
— 1.6(19)	IV1.6×2本 鋼製電線管(19)	電線太さ、本数、電線管太さは、例示とする。
— 1.6(VE16)	IV1.6×2本 硬質ビニル電線管(16) 耐衝撃性の場合は(HIVE)	電線太さ、本数、電線管太さは、例示とする。
— 1.6(F ₂ 17)	IV1.6×2本 二種金属製可とう 電線管(17)	電線太さ、本数、電線管太さは、例示とする。
— C ₁₉	電線の入っていない鋼製電線管(19)	電線管太さは、例示とする。
○	立上り	同一階の立上り及び引下げ は、表示されていない。配管 太さ、電線太さ、本数は、傍 記による。
○ ↗	素通し	
○ ↘	引下げ	
—	接地	種別は、傍記による。
(J)	ジョイントボックス	
□	プルボックス	形式は、傍記による。
◎	VVF用ジョイントボックス	傍記 t は、端子付きを示す。
⚡	受電点、引込口	
I V	600V ビニル絶縁電線	
H I V	600V 二種ビニル絶縁電線	
T I V	通信用屋内2個よりビニル電線	
T I V F	通信用屋内ビニル平形電線	
S W V P	局内ビニル絶縁ビニルシースケーブル	
E C X	ポリエチレン高周波同軸ケーブル	

記号	名称	備考
MVVS	ビニル絶縁ビニルシースマイクロホンコード	
CPEV	市内対ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブル	
CCP-P	市内ユニット星色別ポリエチレン絶縁ポリエチレンシースケーブル	
VVF	600V ビニル絶縁 ビニルシースケーブル 平形	太さ、心線数、条数は、傍記による。
VVR	600V ビニル絶縁 ビニルシースケーブル 丸形	太さ、心線数、条数は、傍記による。
CV	架橋ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブル	電圧種別、太さ、心線数、条数は、傍記による。
CVV	制御用ビニル絶縁ビニルシースケーブル(ジャケット型)	
CVVS	制御用ビニル絶縁ビニルシースケーブル(ジャケット型シールド付き)	
FP	耐火電線	
HP	耐熱電線	840°C30分の耐火試験に合格したものとする。 380°C15分の耐火試験に合格したものとする。

通 信 設 備

記 号	名 称	備 考
(電話)		
①	内線電話機	
② BT	ボタン電話機	
③	集合保安器箱 (箱のみ)	回線数は、傍記による。
④	転換器	
⑤	両切転換器	
⑥	端子盤	対数 (実装／容量一列数) は、傍記による。
⑦ MDF	本配線盤	対数 (実装／容量一列数) は、傍記による。
⑧	中継台 (手動交換機を含む)	
⑨	自動交換機	
⑩	ボタン電話主装置	
⑪	電話交換機用電源装置	形式は、傍記による。
⑫	床付電話用アウトレット	
⑬	壁付電話用アウトレット	
(一般警報装置)		
⑭	警報押ボタン	
⑮	警報ベル	
⑯	警報ブザー	
⑰	警報受信盤	

記号	名称	備考
(電気時計)		
	子時計	
	子時計用アウトレット	
	スピーカ付子時計	
	時報子時計	
	親時計	
	親時計 モニター組込みのもの	
	時報ベル	
	時報ブザー	
	スピーカ	
	スピーカ用アウトレット	
	ホーン形スピーカ	
	床付マイクロホンジャック	
	床付スピーカジャック	
	壁付マイクロホンジャック	
	壁付スピーカジャック	
	音量調整器	
	ラジオアンテナ	
	増幅器	

記号	名称	備考
	遠隔操作器	
	電話機形インターホン子器	
	電話機形インターホン親器	
	拡声形インターホン子器	
	拡声形インターホン親器	
	壁付電話機形インターホン子器	
	壁付電話形機インターホン子器	
	壁付拡声形インターホン子器	
	壁付拡声形インターホン親器	
(呼出装置)		
	押ボタン (壁付)	2個以上のボタン数は、傍記による。
	押ボタン (卓上)	2個以上のボタン数は、傍記による。
	ベル	
	チャイム	
	ブザー	
(出退表示装置)		
	出退表示器	窓数は、傍記による。
	出退表示スイッチ	
	出退表示スイッチ盤	スイッチ数は、傍記による。

記号	名称	備考
(テレビジョン)		
T	テレビジョンアンテナ	VHF、UHF、素子数は、傍器による。
△	増幅器	
○	2分配器	
◎	4分配器	
○	2分岐器	
○	4分岐器	
○	分波器、混合器	
○	直列ユニット 75Ω	
○	直列ユニット 300Ω	
○	直列ユニット 75Ω 300Ω	
R	終端抵抗	
[]	機器収容箱	
(火災報知装置)		
△	差動式スポット型感知器2種	1種の場合は、傍記による。
△△	差動式スポット型感知器 2種小屋裏、天井裏	1種の場合は、傍記による。
△	差動式スポット型感知器 2種埋込形	1種の場合は、傍記による。
△	定温式スポット型感知器1種	特種の場合は、傍記による。
△△	定温式スポット型感知器1種 小屋裏、天井裏	特種の場合は、傍記による。
△△	定温式スポット型感知器 1種防水用	特種の場合は、傍記による。

記号	名称	備考
■	定温式スポット型感知器 1種耐酸形	特種の場合は、傍記による。
■	定温式スポット型感知器 1種耐アルカリ形	特種の場合は、傍記による。
E	定温式スポット型感知器 1種防爆形	特種の場合は、傍記による。
S	煙式感知器 2種	1種の場合は、傍記による。
S	煙式感知器 2種小屋裏、天井裏	1種の場合は、傍記による。
S	煙式感知器 2種埋込形	1種の場合は、傍記による。
—	空気管	貫通個所を示す。
---	空気管、小屋裏、天井裏	
X	差動式分布型感知器の検出部	種別は、傍記による。
○	回路試験器	
P	P型発信器	級別は、傍記による。 傍記Eは、防爆型を示す。
P	P型発信器 屋外用	級別は、傍記による。
B	火災警報ベル	
B	火災警報ベル 屋外用	
■■■	受信機	
■■■	受信機	他の設備と連動する場合
■■■	副受信機（表示器）	
O	表示燈	
R E	非常放送移報器	
R x	消火装置移報器	

記号	名称	備考
	消火栓移報器	
	防火戸排煙等移報器	
	差動スポット試験器	個数は、傍記による。
	終端抵抗器	
	総合盤	
	総合盤	屋内消火栓箱組込み
— — —	火災報知設備警戒区域境界線	
	火災報知設備警戒区域番号 (非常警報装置)	上部に必要事項下部 に警戒区域番号表わす場合もある。
	非常用押ボタン	
	非常電話機	番号は、傍記による。
	非常ベル	
	操作装置	
	表示燈	
— — —	非常警報設備報知区域境界線	
	非常警報設備報知区域番号 (消火設備)	
	起動押ボタン	傍記Eは、防爆形を示す。
	起動押ボタン 防水用	
	モータサイレン	別途

記号	名称	備考
(B)	警報ベル	
(Bz)	警報ブザー	
	制御盤	
	表示盤	窓数は、傍記による。
○	表示燈	
◎	始動表示燈兼用形表示燈	
(防災設備)		
(S)	煙式感知器 3種 (建築基準法によるもの)	
(D)	熱式感知器 (建築基準法によるもの)	種別は、傍記による。
(ER)	自動閉鎖機構 (防火戸)	
(SS)	自動閉鎖機構 (防火シャッタ)	別途
	自動閉鎖機構 (防火ダンバ)	別途
	自動開放機構 (排煙ダンバ)	別途
	連動制御器	
	連動制御器 (操作部を有するもの)	

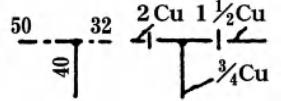
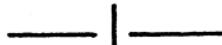
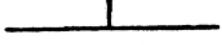
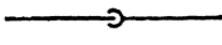
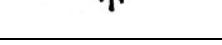
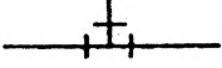
屋 外 設 備

記 号	名 称	備 考
(屋外設備)		
	屋外燈	
	コンクリート柱	長さ、設計荷重は、傍記による。
	木柱	注入剤、長さは、傍記による。 太さは、傍記による。
	支線	ガードを必要とする場合は、特記による。
	支柱	(本柱と同材質とする。)
	架空電線路	電圧、太さ、条数および電線種別は、傍記による。
OW	屋外用ビニル絶縁電線	
2 DV	引込用ビニル絶縁電線 2コより	
3 DV	引込用ビニル絶縁電線 3コより	
OE	屋外用ポリエチレン絶縁電線	
	地中電線路	電圧、ケーブル種別、太さ、心数および条数、保護材は、傍記による。
VVR	600Vビニル絶縁ビニルシースケーブル丸型	
CVV	制御用ビニルケーブル (ジャケット形)	
CVVS	制御用ビニルケーブル (ジャケット形シールド付)	
CV	架橋ポリエチレン 絶縁ビニルシースケーブル	
CVT	架橋ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブル トリプレックス形	
CE	架橋ポリエチレン絶縁ポリエチレンシースケーブル	
CPEV	市内対ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブル	

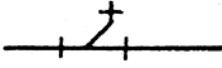
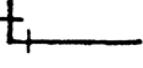
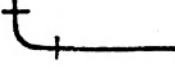
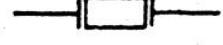
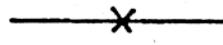
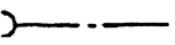
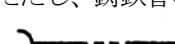
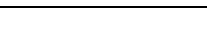
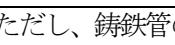
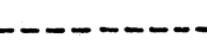
記 号	名 称	備 考
CPEE	市内対ポリエチレン絶縁ポリエチレンシースケーブル	
CCP-P	市内ユニット星色別ポリエチレン絶縁ポリエチレンシースケーブル	
TOV	通信用屋外2コよりビニル電線	
・	マンホール	形式は、傍記による。
・	ハンドホール	形式は、傍記による。
GP	配管用炭素鋼钢管（黒管）	
VE	硬質ビニル電線管	
VP	硬質塩化ビニル管	

給水排水衛生空調設備

(配管)

種別	記号	備考																																	
共 通 管の太さ及 び種類	<p>管の太さ又は種類を示す場合は、管の太さを表す文字又は管の種類を表す記号を管を表す線の上に沿わせ、図の下又は左から読めるように表示するか引出線を用いて表示する。</p> <p>管の太さ及び種類を同時に示す場合は、管の太さを表す文字の次に管の種類を表す記号を記入する。なお、管種記号は必要に応じて記入する。</p>	 <p>管種記号は、次のとおりとする。</p> <table> <tbody> <tr><td>鋼</td><td>管</td><td>記号なし</td></tr> <tr><td>ライニング管</td><td></td><td>LN</td></tr> <tr><td>コーティング管</td><td></td><td>CT</td></tr> <tr><td>ステンレス管</td><td></td><td>S</td></tr> <tr><td>鉄</td><td>管</td><td>記号なし</td></tr> <tr><td>鉛</td><td>管</td><td>L</td></tr> <tr><td>銅</td><td>管</td><td>Cu</td></tr> <tr><td>ビニル管</td><td></td><td>V</td></tr> <tr><td>ポリエチレン管</td><td></td><td>P</td></tr> <tr><td>ヒューム管</td><td></td><td>H</td></tr> <tr><td>陶</td><td>管</td><td>T</td></tr> </tbody> </table>	鋼	管	記号なし	ライニング管		LN	コーティング管		CT	ステンレス管		S	鉄	管	記号なし	鉛	管	L	銅	管	Cu	ビニル管		V	ポリエチレン管		P	ヒューム管		H	陶	管	T
鋼	管	記号なし																																	
ライニング管		LN																																	
コーティング管		CT																																	
ステンレス管		S																																	
鉄	管	記号なし																																	
鉛	管	L																																	
銅	管	Cu																																	
ビニル管		V																																	
ポリエチレン管		P																																	
ヒューム管		H																																	
陶	管	T																																	
管の接続状態	<p>接続していないとき</p> 																																		
	<p>接続しているとき</p> 																																		
管の立体的表示	<p>立管</p> 																																		
	<p>立上り立下り部</p> 																																		
管の継手	<p>フランジ</p> 	特に継手を示す場合に用いる。																																	
	<p>ユニオン</p> 	同上																																	
	<p>T</p> 	同上																																	

(配管)

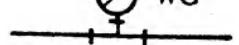
種別	記号	備考	
共通 管の継手	T Y		特に継手を示す場合に用いる。
	エルボ		同上
	曲管		同上
	満水試験継手		
	可撓継手		
	防振継手		
	ボールジョイント		
	管の固定		
衛生	給水管 市水		ただし、鉄管の場合は 
	井水		ただし、鉄管の場合は 
	給湯管 送り		
	返り		
	排水管 排水		ただし、鉄管の場合は は  、ヒューム 管の場合は 
生 消火管	通気		
	屋内及び 屋外消火栓管、連 結送水管 並びに連 結散水管		ただし、鉄管の場合は 

(配管)

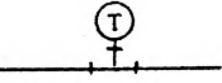
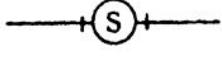
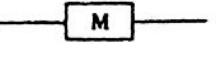
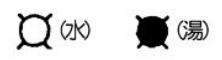
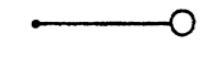
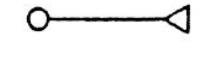
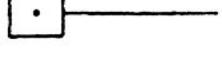
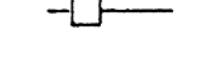
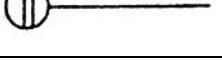
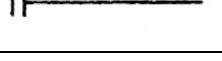
種別	記号	備考
衛生管	スプリンクラー及び泡消水管	—S— —F—
	ハロゲン化物消火管	—HL—
	粉末消火管	—D—
	都市ガス	—G—
	液化石油ガス	—PG—
		ただし、鉄管の場合は —G—、ガス配管のみを示す図面の場合はGを省略する。
空調管	高圧蒸気管	送り —//—//—
		返り —//---//—
	中圧蒸気管	送り —//—//—
		返り —//---//—
	低圧蒸気管	送り —/—/—
		返り —/—/—
	冷却水管	送り —CD—
		返り ---CDR---
	冷水管	送り —C—
		返り ---CR---
		ただし、低圧蒸気直接暖房のみを示す図面の場合は斜線を省略する。
		同上

(配管)

種別	記号	備考
空調用	温水管 送り	—H—
	返り	—HR—
	冷温水管 送り	—CH—
	返り	—CHR—
	膨張管	—E—
	給油管 送り	—O—
		—OR—
	排気管	—AV—
		空気抜管を含む
その他	圧縮空気	—A—
	真空	—V—
	酸素	—O ₂ —

種別	記号	備考
共通	埋設弁	
	仕切弁	 バタフライ弁を使用するときは特記する。この場合、GVをBVとする。
	玉形弁	
	逆止弁	
	コック	
	安全弁及び逃し弁	
	減圧装置	 図はバイパス管付きを示す。
	温度調節装置	 同上
	電動弁装置	 同上
	電磁弁装置	 同上
	空気弁	
	圧力計	
	水高計	
	連成計	

(機器及び材料)

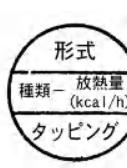
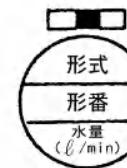
種 別		記 号	備 考
共 通	温 度 計		
	ストレーナ		
衛 生	量 水 器		
	水 栓	 (水)  (湯)	
	洗 浄 弁		
	ボールタップ		
	シャワー		
	散水栓及び靴洗栓 (箱 共)		
	水 栓 柱		
	床 上 掃 除 口	 CO	
	床 下 掃 除 口	 CO	
	床排水トラップ		
	排 水 金 物		
	ト ラ ッ プ		
	ト ラ ッ プ 枝		

(機器及び材料)

種別	記号	備考
衛生	インバート栓	
	ため栓	
	公共栓	
	屋内消火栓	屋内消火栓箱付き
	屋内消火栓 (放水口共)	屋内消火栓箱付き
	連結送水管放水口	放水口格納箱付き
	連結送水管放水口	放水用器具格納箱付き
	屋外消火栓 (地上式)	屋外消火栓ホース格納箱付き
	屋外消火栓 (組込形)	屋外消火栓箱付き
	送水口	
	スプリンクラー、泡 及び連結散水ヘッド	
	ハロゲン化物及び粉 末噴射ヘッド	いんペイ形の場合は、
	一口ガスカラン	ゴム管口コックを含む。
	二口ガスカラン	
	水取器	

(機器及び材料)

種別	記号	備考
衛生	ガスマータ	
	高圧トラップ装置	
	低圧トラップ装置	
	吸上継手	
空	サイレンサ	
	ベローズ形伸縮継手	
	柱形放熱器 同表示形式	
調	ベースボードヒーター 同表示形式	

種別	記号	備考
空	コンベクター 同 表 示 形 式	<p>形式 壁自立 温蒸</p>  <p>CW W -900 ×210×700 20×15</p>
	ファンコンベクター 同 表 示 形 式	<p>形式 床天井 温蒸</p>  <p>FVF W -3000 20×20</p>
調	ファンコイルユニット 同 表 示 形 式	<p>形式 床置露出形 床置隠ぺい形 天井づり露出形 天井づり隠ぺい形</p>  <p>FR FI CR CI</p> <p>FR FCU - 3 5.0</p>

種別	記号	備考
空調	風道 空調送気	—S—
	同上断面	矩形 円形
	風道 空調還気	—R—
	同上断面	矩形 円形
	風道 外気又は換気送気	—OA—
	同上断面	矩形 円形
	風道 排気	—E—
	同上断面	矩形 円形
	排煙道 排煙	—SM—
	同上断面	矩形 円形
	吹出口(壁付)	
	同上(天井付)	
	吸込口(壁付)	
	同上(天井付)	
	ダンパー	
		風量調節ダンパーはVD 防火ダンパーはFD 防煙ダンパーはSFD

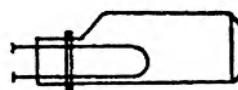
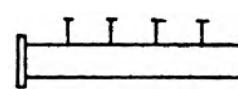
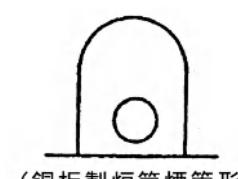
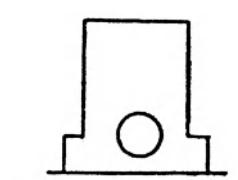
(機器及び材料)

種別	記号	備考
空調	モータダンパー	
	外気取入ガラリ	
	排気ガラリ	
	たわみ継手	
	点検戸	
	排煙口(壁付)	SM-W×H W:巾(mm) H:高さ(mm)
	排煙口(天井付)	SM-W×H W:よこ(mm) H:たて(mm)
	コイル(加熱)	
	同上(冷却)	
	同上(加熱冷却)	
	サーモスタット	
	ヒューミディスタット	
	換気扇	

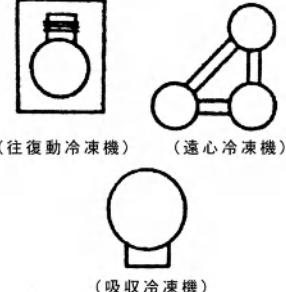
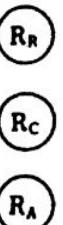
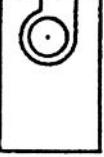
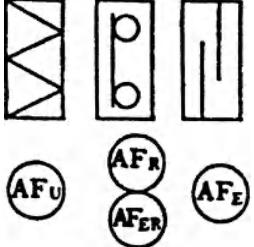
(機器及び材料(説明図用))

名称	区分	略 図	種 別 記 号
水ろ過器			(WF)
ガス湯沸器			(GH)
ポンプ			(Pw) 水ポンプ (Po) 油ポンプ (Pv) 真空給水ポンプ
槽			(Tw) 受水槽 (TwH) 高置水槽 (TwR) 減圧水槽 (Te) 膨張水槽 (To) 貯油槽 (Tos) オイルサービスタンク

(機器及び材料 (説明図用))

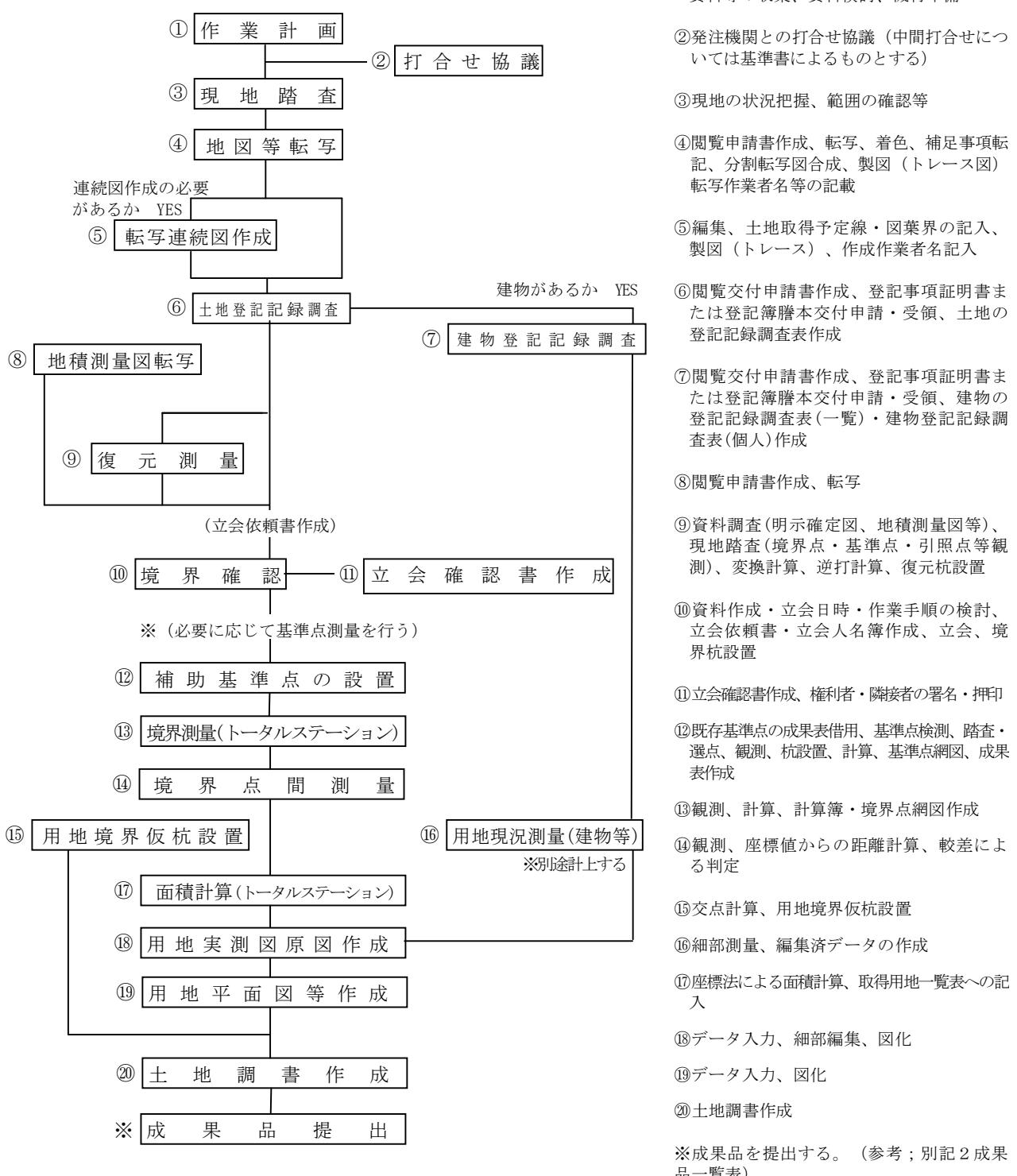
名称	区分	略 図	種 別 記 号	
槽			(T _{HS}) 貯 湯 槽	
管 寄 せ			(H _S) 蒸 気 管 寄 せ (H _w) 冷温水管寄せ (往) (H _{wR}) 冷温水管寄せ (還)	
ボ イ ラ 一		 (銅板製炉筒煙管形)	(B _S) 蒸気ボイラー  (鋳鉄製セクショナル形)	(B _w) 温水ボイラー
熱 交 換 器			(HE)	

(機器及び材料(説明図用))

名称	区分	略 図	種 別 記 号
冷凍機		 <p>(往復動冷凍機) (遠心冷凍機) (吸収冷凍機)</p>	 <p>R_R 往復動冷凍機 R_C 遠心冷凍機 R_A 吸収冷凍機</p>
空気調和機			 <p>AC_P パッケージ形空気調和機 AC_U ユニット形空気調和機</p>
空気清浄装置		 <p>AF_U AF_R AF_{ER} AF_E</p>	 <p>AF_U ユニット形空気ろ過器 AF_R 自動巻取形空気ろ過器 AF_{ER} 誘電ろ材形集じん器 AF_E 電気集じん器</p>
冷却塔			 <p>CT</p>
送風機			 <p>F_s 給氣用 F_E 排氣用 F_K 排煙用</p>

(参考)

用地測量業務フローチャート



備考：建物登記記録調査でその戸数に含まれる建物の定義について

一画の敷地内において一所有者が所有する建物を一戸とする。

この場合、建物登記記録において複数棟になっていても一戸とみなす。

様式一覧表

用地調査等共通仕様書

No.	様式名称	関係条項 (ページ)	様式ページ
3	管理技術者・照査技術者選任(変更)通知書	第2条 (2-1)	3
4-1	担当技術者届	第5条 (2-4)	4
4-2	経歴書	第5条 (2-5)	5
5-1	業務計画書	第8条 (2-5)	6
5-2	業務工程表	第8条 (2-5)	7
8	支給材料引渡通知書	第10条 (2-6)	10
9	支給材料受領書	第10条 (2-6)	11
10	支給材料精算書	第10条 (2-6)	12
11	支給材料返納書	第10条 (2-6)	13
18	障害物伐除報告書	第12条 (2-6)	21
19	身分証明証	第13条 (2-6)	22
17	用地調査等業務日報	第15条 (2-7)	20
16	電子媒体等納品書	第17条 (2-7)	19
20-1	土地の登記記録調査表(一覧)	第31条 (2-12)	23
20-2	土地の登記記録調査表	第31、46条 (2-12, 2-17)	24
21-1	建物の登記記録調査表(一覧)	第31条 (2-12)	25
21-2	建物の登記記録調査表	第31条 (2-12)	26
22-1	墓地管理者調査表	第31条 (2-12)	27
22-2	墓地使用(祭祀)者調査表	第31条 (2-12)	28
23	用地測量(境界確認)立会一	第35条 (2-13)	29
24	立会確認書	第38条 (2-14)	30
25	取得用地一覧表	第46条 (2-17)	31
26-1	土地現地調査報告書	第50条 (2-20)	32
26-2	参考図	第50条 (2-20)	33
27	工作物調査表	第77、78条 (2-28, 2-29)	34
28	墳墓調査表	第78条 (2-29)	35
29	立竹木調査表	第77、78、79条 (2-28, 2-29)	36
30-1	用材林管理程度補正判定表	第79、91条 (2-29, 2-31)	37
30-2	用材林補償額算定書	第79、91条 (2-29, 2-31)	38
31-1	計画概要表(検討資料)	第85、109、115条 (2-30, 2-37, 2-40)	39
31-2	計画概要表	第85、109、115条 (2-30, 2-37, 2-40)	40
31-3	面積比較表	第85、109、115条 (2-30, 2-37, 2-40)	41

No.	様式名称	関係条項 (ページ)	様式ページ
31-4	計画概要比較表	第85、109、115条 (2-30, 2-37, 2-40)	42
32-1	営業調査総括表(1)	第93、96条 (2-32, 2-33)	43
32-2	営業調査総括表(2)	第93、96条 (2-32, 2-33)	44
32-3	従業員調査表	第93、96条 (2-32, 2-33)	45
32-4	仕入先調査表	第93、96条 (2-32, 2-33)	46
33	居住者等調査表	第94、96条 (2-33)	47
34	動産調査表	第95、96条 (2-33)	48
35	消費税等調査表	第99、100条 (2-35)	49
36-1	企業概要書	第106、114条 (2-37, 2-40)	52
36-2	移転工法(計画)案検討概要	第109、115条 (2-37, 2-40)	53
36-3	移転工法(計画)各案の比較	第109、115条 (2-37, 2-40)	54
37	補償説明記録簿	第124条 (2-42)	55
38	土地調書	第142条 (2-45)	56
39	物件調書	第142条 (2-45)	57